

# 平成21年財政検証関連資料(1)

## (年金制度における世代間の給付と負担の関係等)

### [ 目 次 ]

平成21年財政検証関連資料(1) 一概要一	…	2
平成21年財政検証関連資料(1)		
年金制度における世代間の給付と負担の関係	…	5
生年度別に見た年金受給後の年金額の見通し	…	9
世帯類型別の年金額及び所得代替率	…	11
厚生年金、国民年金(基礎年金)の財源と給付の内訳	…	15
(参考)平成16年財政再計算の関連資料	…	24



# 平成21年財政検証関連資料(1) 一概要一

## 1. 年金制度における世代間の給付と負担の関係(給付負担倍率)

生年度	平成17(2005)年における年齢	平成22(2010)年における年齢	厚生年金(基礎年金を含む)		国民年金	
			平成16年財政再計算	平成21年財政検証(基本ケース)	平成16年財政再計算	平成21年財政検証(基本ケース)
1940年生	65歳	70歳	6.3倍	→ 6.5倍	4.3倍	→ 4.5倍
1945年生	60歳	65歳	4.6倍	→ 4.7倍	3.4倍	→ 3.4倍
1955年生	50歳	55歳	3.2倍	→ 3.3倍	2.3倍	→ 2.2倍
1965年生	40歳	45歳	2.7倍	→ 2.7倍	1.9倍	→ 1.8倍
1975年生	30歳	35歳	2.4倍	→ 2.4倍	1.8倍	→ 1.5倍
1985年生	20歳	25歳	2.3倍	→ 2.3倍	1.7倍	→ 1.5倍

## 2. 生年度別に見た年金受給後の年金額の見通し

生年度	平成16(2004)年における年齢	平成21(2009)年における年齢		厚生年金の標準的な年金額と同時点における現役男子の平均賃金(手取り)との比率		
				受給開始時点(65歳時点)	受給開始10年後(75歳時点)	受給開始20年後(85歳時点)
1944年生	60歳	65歳	平成16年財政再計算	57.5 %	47.8 %	41.8 %
			平成21年財政検証(基本ケース)	62.3 %	51.7 %	43.2 %
1954年生	50歳	55歳	平成16年財政再計算	51.6 %	45.1 %	40.5 %
			平成21年財政検証(基本ケース)	56.9 %	46.6 %	40.1 %
1964年生	40歳	45歳	平成16年財政再計算	50.2 %	45.1 %	40.5 %
			平成21年財政検証(基本ケース)	54.0 %	44.4 %	40.1 %
1974年生	30歳	35歳	平成16年財政再計算	50.2 %	45.1 %	40.5 %
			平成21年財政検証(基本ケース)	50.1 %	43.3 %	40.1 %

### 3. 世帯類型別の所得代替率

世帯類型		所得代替率		
		直近時点 (平成16, 21年度)	平成37(2025)年	平成62(2050)年
夫のみ就労の場合	平成16年財政再計算	59.3 %	50.2 %	50.2 %
	平成21年財政検証(基本ケース)	62.3 %	55.2 %	50.1 %
40年間共働きの場合	平成16年財政再計算	46.4 %	39.3 %	39.3 %
	平成21年財政検証(基本ケース)	48.3 %	43.1 %	39.9 %
男子単身の場合	平成16年財政再計算	42.5 %	36.0 %	36.0 %
	平成21年財政検証(基本ケース)	43.9 %	39.3 %	36.7 %
女子単身の場合	平成16年財政再計算	52.7 %	44.7 %	44.7 %
	平成21年財政検証(基本ケース)	55.3 %	49.2 %	45.0 %

### 4. 厚生年金、国民年金の財源と給付の内訳 (運用利回りによる換算)

厚生年金(平成16年財政再計算)

財源	給付
保険料 1,200 兆円	= 1,710 兆円
国庫負担 340 兆円	
積立金 160 兆円	

厚生年金(平成21年財政検証、基本ケース)

財源	給付
保険料 1,190 兆円	= 1,660 兆円
国庫負担 330 兆円	
積立金 140 兆円	

国民年金(平成16年財政再計算)

財源	給付
保険料 120 兆円	= 280 兆円
国庫負担 150 兆円	
積立金 10 兆円	

国民年金(平成21年財政検証、基本ケース)

財源	給付
保険料 90 兆円	= 220 兆円
国庫負担 120 兆円	
積立金 10 兆円	

※仮に、公的年金を積立方式に切り替えたとした場合のいわゆる「二重の負担」の額を機械的に計算すると、平成16年財政再計算では、厚生年金420兆円、国民年金50兆円。平成21年財政検証(基本ケース)では、厚生年金500兆円、国民年金50兆円。

# 平成21年財政検証関連資料(1)

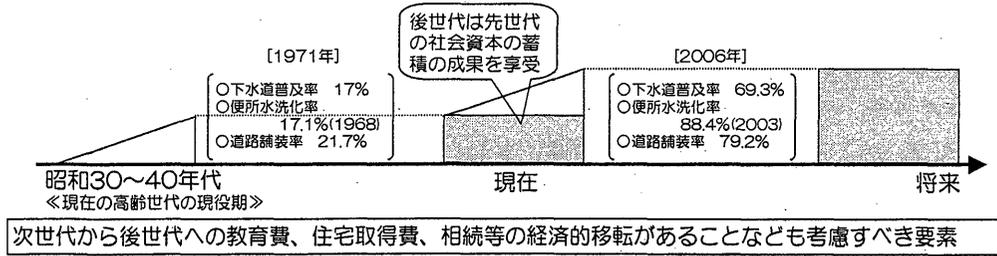
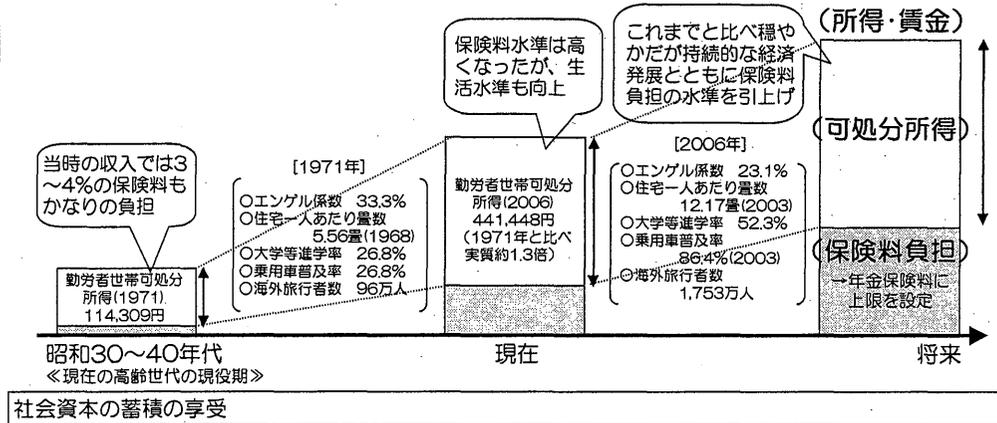
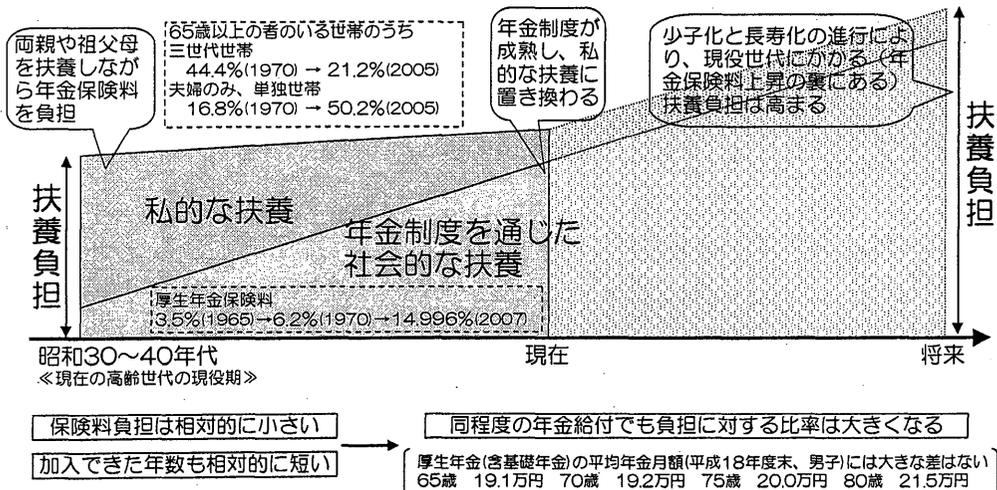
# 年金制度における世代間の給付と負担の関係について

- 年金制度の中で、一定の前提をおいて、各世代がどの程度保険料を負担し、どの程度給付を受け取ることになるかについて比較をしてみると、世代によってその負担と給付の関係に差が生じる。
- 現在の受給者の世代で倍率が高くなっているのは、
  - ① 戦後の経済混乱の中で、負担能力に見合った低い保険料からスタートし、段階的に引き上げることで長期的な給付と負担の均衡を図ってきたこと
  - ② その後の経済発展の中で、物価や賃金の上昇に応じた給付改善を後代の負担で行ってきたことなどの要因により生じている。
- 年金制度における世代間の負担と給付の関係をみるに当たっては、その背景にある
  - ① 都市化、核家族化による、私的な扶養から年金制度を通じた社会的な扶養への移行
  - ② 少子化と長寿化の進行による現役世代にかかる扶養負担の高まり
  - ③ 生活水準の向上と実質的な保険料負担能力の上昇
 などの要素を合わせて考慮することが必要であり、年金制度における負担と給付の関係のみで世代間の公平、不公平を論ずることはできない。

都市化、核家族化による、私的な扶養から年金制度を通じた社会的な扶養への移行

生活水準の向上と実質的な保険負担能力の上昇

少子化と長寿化の進行による現役世代にかかる扶養負担の高まり



○ 賃金上昇率により65歳時点の価格に換算して比較

年金制度においては、原則20歳から40年間程度にわたって保険料拠出を求め、支給開始年齢到達後、終身にわたって年金を受給することになるので、最初に保険料を拠出してから給付を受け取り終わるまでに60年以上の時間が想定される。

このように大きな時点差のある負担と給付を比較する上で、時間の経過をどのように評価するかについては、様々な考え方がある。世代間扶養を基本的な考え方として運営している公的年金制度では、賃金の一定割合の保険料拠出を求め、給付額も賃金水準の上昇を反映することが基本的な仕組みとなっている。

したがって、世代別に負担と給付を比較するに当たっては、この公的年金の基本的な仕組みの考え方に沿って、賃金上昇率を用いて保険料総額や年金給付総額を65歳時点の価格に換算したものをを用いて比較を行ったものである。

○ 65歳以降の年金受給額で比較

今後、雇用と年金の連携を図り60歳前半の雇用が促進され、十分な準備期間をおきながら支給開始年齢の65歳への引上げが行われるものであり、世代による支給開始年齢の違いを除いた65歳以降の年金受給額で比較している。

○ 事業主負担分を含めずに比較

厚生年金の事業主負担分は労務費に含まれるが、賃金そのものではない。公的年金制度による事業主への義務付けではじめて生じる負担であることから、事業主負担を賃金と同視して論じることには問題があり、保険料負担額には事業主負担分を含めずに比較している。

【厚生年金(基礎年金を含む)の世代間における給付と負担の関係 — 平成21年財政検証、基本ケース —】

	1940年生まれ (2010年70歳) [2005年度時点で換算]	1950年生まれ (2010年60歳) [2015年度時点で換算]	1960年生まれ (2010年50歳) [2025年度時点で換算]	1970年生まれ (2010年40歳) [2035年度時点で換算]	1980年生まれ (2010年30歳) [2045年度時点で換算]	1990年生まれ (2010年20歳) [2055年度時点で換算]	2000年生まれ (2010年10歳) [2065年度時点で換算]	2010年生まれ (2010年0歳) [2075年度時点で換算]
保険料負担額	900万円	1,300万円	2,200万円	3,200万円	4,500万円	5,900万円	7,700万円	9,800万円
年金給付額	5,500万円	5,200万円	6,200万円	8,000万円	10,400万円	13,600万円	17,600万円	22,500万円
[65歳以降分]	4,300万円	4,600万円	6,100万円					
負担給付比率	6.5倍	3.9倍	2.9倍	2.5倍	2.3倍	2.3倍	2.3倍	2.3倍
[65歳以降分]	5.1倍	3.4倍	2.8倍					

(注) 1. 設定は以下の通り。

夫は20歳から60歳まで厚生年金に加入(平均標準報酬月額42.9万円)し、妻はその間専業主婦(昭和61年3月以前は国民年金に任意加入歴なし)という加入歴をもつ同年齢夫婦について、それぞれ60歳時点の平均余命まで生存したとして、夫婦の基礎年金、夫の死後妻が受給する遺族年金も含めて年金受給額を計算。(保険料負担額や年金給付額を賃金上昇率を用いて、65歳時点の価格に換算して比較。)

2. 2105年で受給期間が終わる世代について、計算した。

3. 人口推計、経済前提等については、平成21年財政検証の基本ケースに準拠。

試算結果の詳細

世代ごとの保険料負担額と年金給付額について

○平成21年財政検証、基本ケース

平成22(2010)年 における年齢	(生年)	厚生年金(基礎年金を含む)					国民年金		
		保険料 負担額 ①	年 金 給付額 ②	倍 率 ②/①	65歳以降給付分(再掲)		保険料 負担額 ①	年 金 給付額 ②	倍 率 ②/①
					年金給付額 ②'	倍 率 ②'/①			
70歳	(1940年生)	万円 900 [2005年度時点で換算] (900)	万円 5,500 (5,600)	6.5	万円 4,300 (4,400)	5.1	万円 300 (300)	万円 1,300 (1,400)	4.5
65歳	(1945年生)	1,000 (1,000)	4,800 (4,800)	4.7	4,000 (4,000)	3.9	400 (400)	1,300 (1,300)	3.4
60歳	(1950年生)	1,300 (1,200)	5,200 (4,700)	3.9	4,600 (4,200)	3.4	500 (500)	1,400 (1,300)	2.7
55歳	(1955年生)	1,700 (1,500)	5,600 (4,900)	3.3	5,200 (4,500)	3.1	700 (600)	1,500 (1,300)	2.2
50歳	(1960年生)	2,200 (1,800)	6,200 (5,100)	2.9	6,100 (5,000)	2.8	900 (700)	1,700 (1,400)	1.9
45歳	(1965年生)	2,700 (2,100)	7,100 (5,600)	2.7	7,100 (5,600)	2.7	1,100 (800)	1,900 (1,500)	1.8
40歳	(1970年生)	3,200 (2,400)	8,000 (5,900)	2.5	8,000 (5,900)	2.5	1,300 (1,000)	2,100 (1,500)	1.6
35歳	(1975年生)	3,800 (2,700)	9,100 (6,400)	2.4	9,100 (6,400)	2.4	1,500 (1,100)	2,400 (1,700)	1.5
30歳	(1980年生)	4,500 (3,000)	10,400 (7,000)	2.3	10,400 (7,000)	2.3	1,800 (1,200)	2,700 (1,800)	1.5
25歳	(1985年生)	5,200 (3,300)	11,900 (7,600)	2.3	11,900 (7,600)	2.3	2,000 (1,300)	3,100 (2,000)	1.5
20歳	(1990年生)	5,900 (3,600)	13,600 (8,300)	2.3	13,600 (8,300)	2.3	2,300 (1,400)	3,500 (2,200)	1.5
15歳	(1995年生)	6,800 (3,900)	15,500 (9,000)	2.3	15,500 (9,000)	2.3	2,700 (1,500)	4,000 (2,300)	1.5
10歳	(2000年生)	7,700 (4,200)	17,600 (9,700)	2.3	17,600 (9,700)	2.3	3,000 (1,700)	4,600 (2,500)	1.5
5歳	(2005年生)	8,700 (4,600)	19,900 (10,400)	2.3	19,900 (10,400)	2.3	3,400 (1,800)	5,200 (2,700)	1.5
0歳	(2010年生)	9,800 (4,900)	22,500 (11,200)	2.3	22,500 (11,200)	2.3	3,900 (1,900)	5,800 (2,900)	1.5

(注1) それぞれ保険料負担額及び年金給付額を65歳時点の価格に換算したもの。( )内はさらに物価上昇率で現在価値(平成21年度時点)に割り引いて表示したもの。

(注2) 2105年で受給期間が終わる世代について、計算した。

## 計算の前提

### (1) 加入歴

#### ① 厚生年金

同年齢夫婦で、夫は20歳から60歳まで厚生年金に加入し、(年齢別報酬月額は平成21年財政検証での標準報酬指数より算出。平均標準報酬月額42.9万円)妻はその間専業主婦(昭和61年度からは20歳以上ならば第3号被保険者、それ以前は国民年金に任意加入していない)。

#### ② 国民年金

20歳から60歳まで国民年金第1号被保険者で保険料を納付。(保険料、年金額ともに被保険者一人分。)

### (2) 受給期間

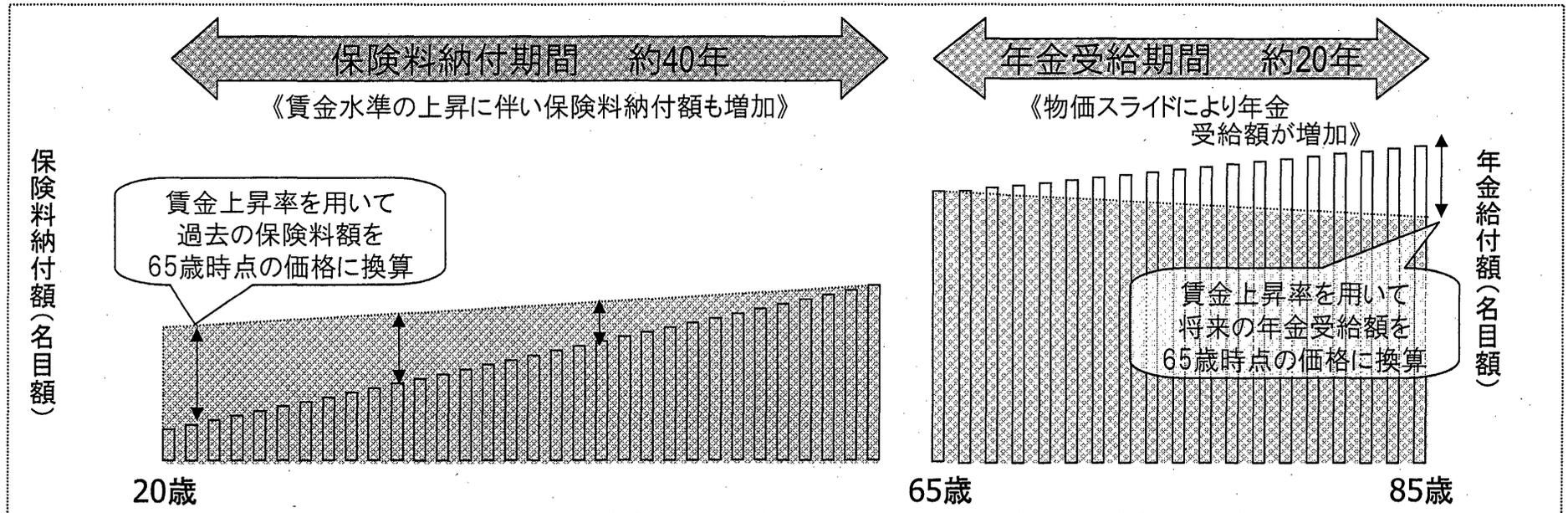
男女各々60歳時点の平均余命(過去分は完全生命表、将来分は日本の将来推計人口(平成18年12月推計)における将来生命表の60歳時平均余命。国民年金は平均余命の男女平均。)まで生存、厚生年金の場合、夫婦の基礎年金、夫の死後妻が受給する遺族年金も含めて計算した。

### (3) 年金額、保険料、人口推計、経済前提等

平成21年財政検証の基本ケースに準拠。

## 計算方法

世代間扶養を基本とする年金制度においては、賃金の一定割合について保険料として負担を求め、年金給付も賃金水準の上昇を反映することが基本的な仕組みとなっている。この公的年金の基本的な仕組みの考え方に沿って、「賃金上昇率」を用いて保険料負担額や年金給付額を65歳時点の価格に換算した。



# 生年度別に見た年金受給後の厚生年金の標準的な年金額(夫婦2人の基礎年金含む)の見通し

－平成21年財政検証、基本ケース－

- 平成16年改正では、標準的な年金受給世帯におけるもらい始めた時点の年金額(夫婦の基礎年金と夫の厚生年金)の現役世代の平均手取り収入に対する比率(所得代替率)でみて、50%を上回る給付水準を確保することとされた。
- 年金をもらい始めた年以降の年金額(名目額)は物価の上昇に応じて改定されるが、通常は物価上昇率よりも賃金上昇率の方が大きいため、その時々  
の現役世代の所得に対する比率は低下していく。
- マクロ経済スライドによる調整期間においては、新たに年金をもらい始める者だけでなく、既に年金をもらい始めている者についても年金改定が緩やかに抑制され、年金額の現役世代の所得に対する比率は低下する。ただし、名目の年金額は、物価や賃金がかかる場合を除き、下がることはない。

生年度(平成21(2009)年度における年齢)	平成21年度 (2009)	平成26年度 (2014)	平成31年度 (2019)	平成36年度 (2024)	平成41年度 (2029)	平成46年度 (2034)	平成51年度 (2039)	平成56年度 (2044)	平成61年度 (2049)	平成66年度 (2054)	平成71年度 (2059)
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
現役男子の平均賃金(手取り)	35.8 (35.8)	39.6 (37.9)	44.8 (39.7)	50.6 (42.7)	57.3 (46.0)	64.8 (49.5)	73.4 (53.3)	83.0 (57.3)	93.9 (61.7)	106.2 (66.5)	120.2 (71.5)
1944年度生 (65歳) [平成21(2009)年度65歳到達]	22.3 (22.3) 62.3% (65歳)	22.6 (21.6) <57.1%> (70歳)	23.2 (20.5) <51.7%> (75歳)	23.7 (20.0) <46.9%> (80歳)	24.8 (19.9) <43.2%> (85歳)						
1949年度生 (60歳) [平成26(2014)年度65歳到達]		23.8 (22.8) 60.1% (65歳)	24.4 (21.6) <54.5%> (70歳)	25.0 (21.1) <49.3%> (75歳)	25.6 (20.5) <44.6%> (80歳)	26.9 (20.5) <41.5%> (85歳)					
1954年度生 (55歳) [平成31(2019)年度65歳到達]			25.5 (22.6) 56.9% (65歳)	26.1 (22.0) <51.6%> (70歳)	26.7 (21.4) <46.6%> (75歳)	27.3 (20.8) <42.1%> (80歳)	29.4 (21.4) <40.1%> (85歳)				
1959年度生 (50歳) [平成36(2024)年度65歳到達]				28.1 (23.7) 55.5% (65歳)	28.8 (23.1) <50.2%> (70歳)	29.4 (22.4) <45.3%> (75歳)	30.3 (22.0) <41.3%> (80歳)	33.3 (23.0) <40.1%> (85歳)			
1964年度生 (45歳) [平成41(2029)年度65歳到達]					30.9 (24.8) 54.0% (65歳)	31.6 (24.1) <48.8%> (70歳)	32.6 (23.7) <44.4%> (75歳)	34.2 (23.7) <41.3%> (80歳)	37.6 (24.8) <40.1%> (85歳)		
1969年度生 (40歳) [平成46(2034)年度65歳到達]						33.6 (25.7) 51.9% (65歳)	34.7 (25.2) <47.3%> (70歳)	36.4 (25.2) <43.9%> (75歳)	38.3 (25.2) <40.8%> (80歳)	42.6 (26.6) <40.1%> (85歳)	
1974年度生 (35歳) [平成51(2039)年度65歳到達]							36.8 (26.7) 50.1% (65歳)	38.6 (26.7) <46.6%> (70歳)	40.6 (26.7) <43.3%> (75歳)	42.7 (26.7) <40.2%> (80歳)	48.2 (28.7) <40.1%> (85歳)

- (注1) 基本ケース(人口は出生中位(死亡中位)、経済は中位ケース)の場合の年金額等を記載した。  
 (注2) 長期の経済前提は、物価上昇率1.0%、名目賃金上昇率2.5%、名目運用利回り4.1%である。  
 (注3) 年金額はスライド特例によるかさ上げ分のない本来水準。  
 (注4) ( )内は、各時点の名目額を物価で現在価値に割り戻した額を記載した。  
 (注5) □内は、各世代の65歳新規裁定時における標準的な年金額の所得代替率を記載した。  
 (注6) < >内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金(手取り)とを比較した比率を記載した。

## 生年度別に見た年金受給後の基礎年金の年金額の見通し

－平成21年財政検証、基本ケース－

生年(平成21(2009)年における年齢)	平成21年 (2009)	平成26年 (2014)	平成31年 (2019)	平成36年 (2024)	平成41年 (2029)	平成46年 (2034)	平成51年 (2039)	平成56年 (2044)	平成61年 (2049)	平成66年 (2054)	平成71年 (2059)
	万円	万円	万円	万円							
1944年生 (65歳) [平成21(2009)年65歳到達]	6.5 (6.5) (65歳)	6.7 (6.4) (70歳)	6.8 (6.0) (75歳)	6.9 (5.8) (80歳)	7.0 (5.6) (85歳)						
1949年生 (60歳) [平成26(2014)年65歳到達]		7.0 (6.7) (65歳)	7.2 (6.4) (70歳)	7.2 (6.1) (75歳)	7.2 (5.8) (80歳)	7.4 (5.6) (85歳)					
1954年生 (55歳) [平成31(2019)年65歳到達]			7.5 (6.7) (65歳)	7.6 (6.4) (70歳)	7.6 (6.1) (75歳)	7.6 (5.8) (80歳)	7.8 (5.7) (85歳)				
1959年生 (50歳) [平成36(2024)年65歳到達]				8.1 (6.9) (65歳)	8.2 (6.5) (70歳)	8.2 (6.2) (75歳)	8.3 (6.0) (80歳)	8.9 (6.1) (85歳)			
1964年生 (45歳) [平成41(2029)年65歳到達]					8.8 (7.0) (65歳)	8.8 (6.7) (70歳)	8.9 (6.5) (75歳)	9.3 (6.5) (80歳)	10.0 (6.6) (85歳)		
1969年生 (40歳) [平成46(2034)年65歳到達]						9.2 (7.1) (65歳)	9.4 (6.8) (70歳)	9.8 (6.8) (75歳)	10.3 (6.8) (80歳)	11.4 (7.1) (85歳)	
1974年生 (35歳) [平成51(2039)年65歳到達]							9.8 (7.1) (65歳)	10.3 (7.1) (70歳)	10.8 (7.1) (75歳)	11.4 (7.1) (80歳)	12.9 (7.7) (85歳)

(注1) 基本ケース(人口は出生中位(死亡中位)、経済は中位ケース)の場合の年金額等を記載した。

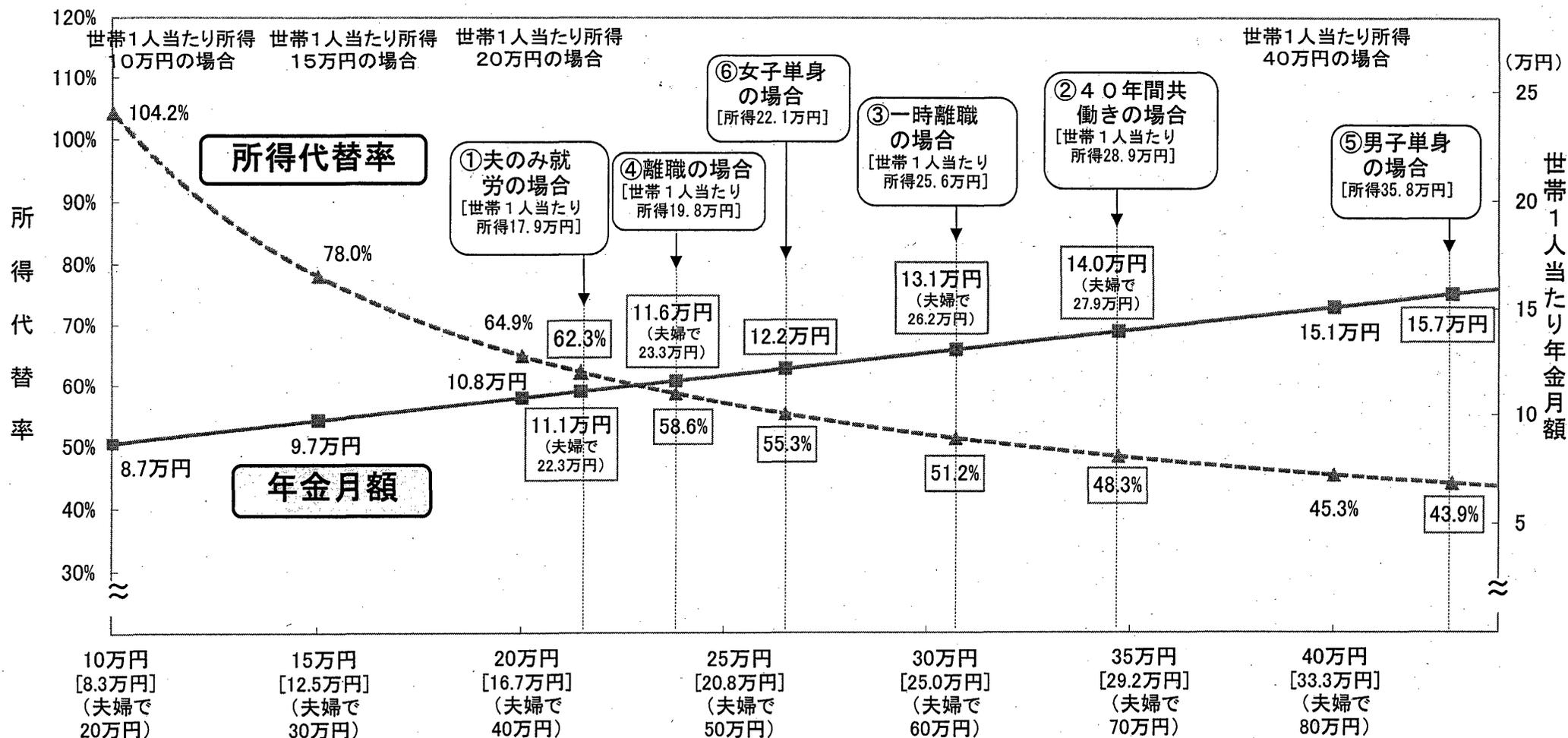
(注2) 長期の経済前提は、物価上昇率1.0%、名目賃金上昇率2.5%、名目運用利回り4.1%である。

(注3) 年金額はスライド特例によるかさ上げ分のない本来水準。

(注4) ( )内は、各時点の名目額を物価で現在価値に割り戻した額を記載した。

# 現在における世帯1人当たり所得別の年金月額及び所得代替率 (平成21年度水準)

○ 世帯1人当たり所得水準によって所得代替率が変化(世帯類型が異なっても世帯1人当たり所得が同じであれば、所得代替率は同じ(注2))。



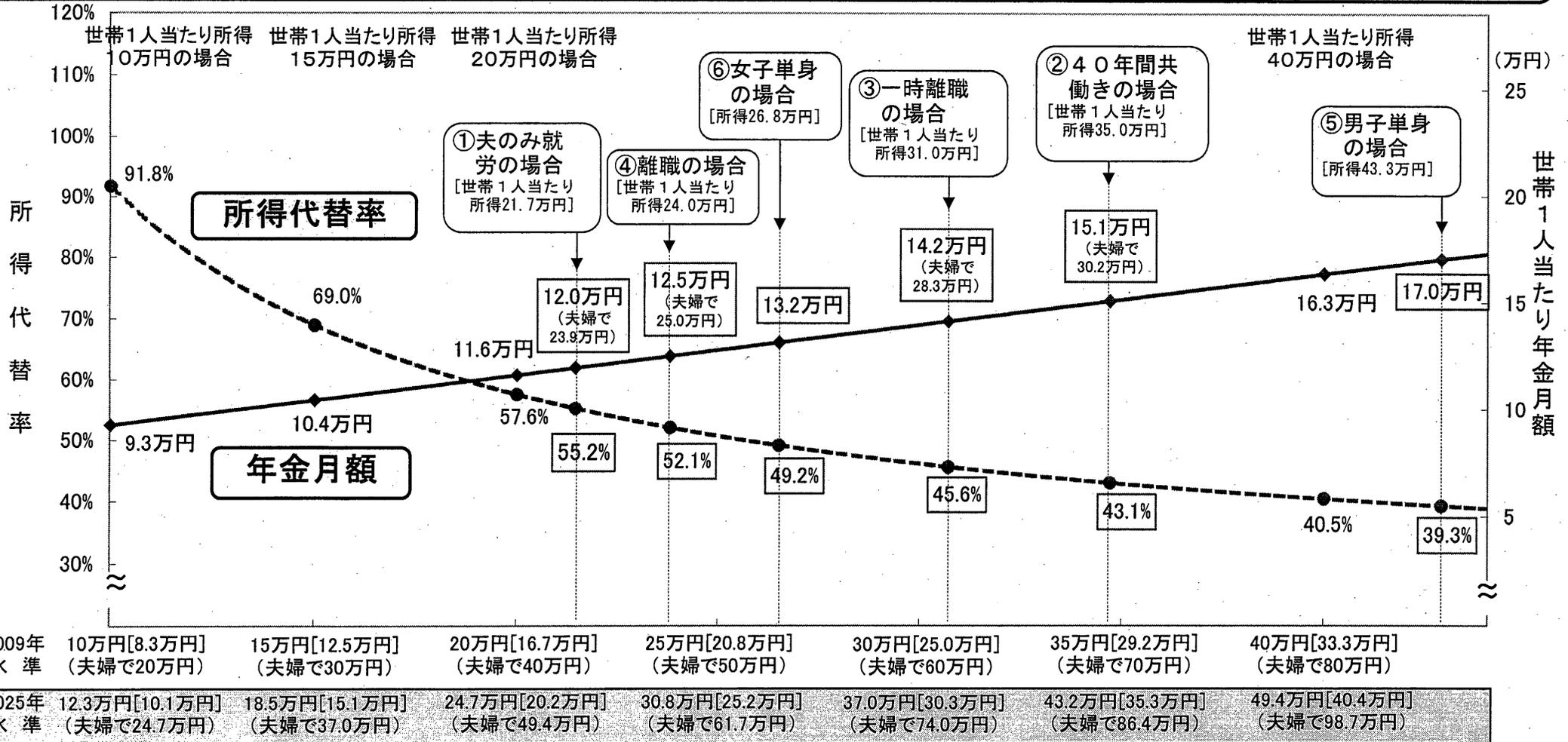
世帯1人当たり所得(ボーナス込み)  
[手取り賃金(月額換算値)]

(注1) 世帯1人当たり所得の[ ]内は、手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)である。

(注2) 例えば、世帯1人当たり所得が21.5万円[17.9万円]となる共働き世帯(夫婦の所得合計がボーナス込みで42.9万円)や所得がボーナス込みで21.5万円[17.9万円]の単身者の所得代替率は、①の世帯と同じく62.3%となる。

# 平成37(2025)年度における世帯1人当たり所得別の年金月額及び所得代替率 —平成21年財政検証、基本ケース—

- 世帯1人当たり所得水準によって所得代替率が変化(世帯類型が異なっても世帯1人当たり所得が同じであれば、所得代替率は同じ(注3))。
- マクロ経済スライドによる給付調整を行えば、所得代替率は低下する。ただし、名目年金額は減少しない調整方法をとることとしており、一定の経済成長(実質1%弱、名目2%弱程度)があれば、物価で現在価値に割り戻した年金額についても増加することとなる。



2009年水準	10万円[8.3万円] (夫婦で20万円)	15万円[12.5万円] (夫婦で30万円)	20万円[16.7万円] (夫婦で40万円)	25万円[20.8万円] (夫婦で50万円)	30万円[25.0万円] (夫婦で60万円)	35万円[29.2万円] (夫婦で70万円)	40万円[33.3万円] (夫婦で80万円)
2025年水準	12.3万円[10.1万円] (夫婦で24.7万円)	18.5万円[15.1万円] (夫婦で37.0万円)	24.7万円[20.2万円] (夫婦で49.4万円)	30.8万円[25.2万円] (夫婦で61.7万円)	37.0万円[30.3万円] (夫婦で74.0万円)	43.2万円[35.3万円] (夫婦で86.4万円)	49.4万円[40.4万円] (夫婦で98.7万円)

世帯1人当たり所得(ボーナス込み)  
[手取り賃金(月額換算値)]

(注1) 世帯(夫婦)の合計所得の[ ]内は、手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)である。

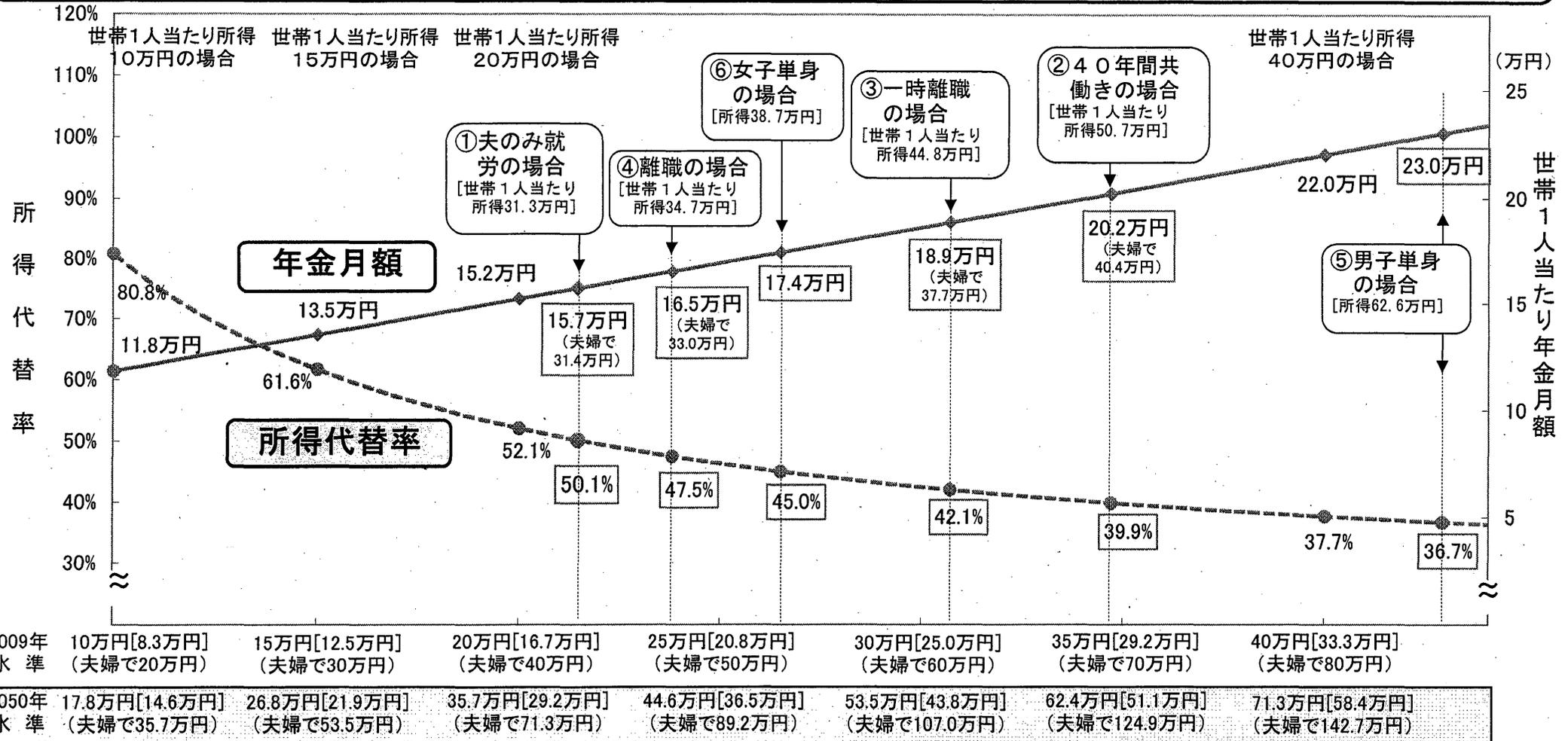
(注2) 平成37(2025)年度水準の年金月額及び世帯の合計所得は、物価で現在価値に割り戻した値である。

所得代替率 = 年金月額 ÷ 手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)

(注3) 例えば、平成21(2009)年度水準で世帯1人当たり所得が21.5万円[17.9万円]となる共働き世帯(夫婦の所得合計がボーナス込みで42.9万円)や所得がボーナス込みで21.5万円[17.9万円]の単身者の所得代替率は、①の世帯と同じく55.2%となる。

# 平成62(2050)年度における世帯1人当たり所得別の年金月額及び所得代替率 —平成21年財政検証、基本ケース—

- 世帯1人当たり所得水準によって所得代替率が変化(世帯類型が異なっても世帯1人当たり所得が同じであれば、所得代替率は同じ(注3))。
- マクロ経済スライドによる給付調整を行えば、所得代替率は低下する。ただし、名目年金額は減少しない調整方法をとることとしており、一定の経済成長(実質1%弱、名目2%弱程度)があれば、物価で現在価値に割り戻した年金額についても増加することとなる。



2009年水準	10万円[8.3万円] (夫婦で20万円)	15万円[12.5万円] (夫婦で30万円)	20万円[16.7万円] (夫婦で40万円)	25万円[20.8万円] (夫婦で50万円)	30万円[25.0万円] (夫婦で60万円)	35万円[29.2万円] (夫婦で70万円)	40万円[33.3万円] (夫婦で80万円)
2050年水準	17.8万円[14.6万円] (夫婦で35.7万円)	26.8万円[21.9万円] (夫婦で53.5万円)	35.7万円[29.2万円] (夫婦で71.3万円)	44.6万円[36.5万円] (夫婦で89.2万円)	53.5万円[43.8万円] (夫婦で107.0万円)	62.4万円[51.1万円] (夫婦で124.9万円)	71.3万円[58.4万円] (夫婦で142.7万円)

世帯1人当たり所得(ボーナス込み)  
[手取り賃金(月額換算値)]

- (注1) 世帯(夫婦)の合計所得の [ ]内は、手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)である。
- (注2) 平成62(2050)年度水準の年金月額及び世帯の合計所得は、物価で現在価値に割り戻した値である。  

$$\text{所得代替率} = \frac{\text{年金月額}}{\text{手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)}}$$
- (注3) 例えば、平成21(2009)年度水準で世帯1人当たり所得が21.5万円[17.9万円]となる共働き世帯(夫婦の所得合計がボーナス込みで42.9万円)や所得がボーナス込みで21.5万円[17.9万円]の単身者の所得代替率は、①の世帯と同じく50.1%となる。

下記の世帯類型については、男女それぞれの平均標準報酬を用いて機械的に設定したものであり、それぞれの世帯類型の平均像を示したものではない。それぞれの世帯における年金月額や所得代替率は世帯一人当たり所得により変わる。

各世帯類型の給付水準計算の基礎になっている所得水準（世帯一人当たり手取り賃金（ボーナス込み））

	現在(平成21年水準)	2025年	2050年
①夫のみ就労の場合 (夫は40年間フルタイムで就労、妻は40年間専業主婦の世帯)	17.9万円 (夫婦で35.8万円)	21.7万円 (夫婦で43.3万円)	31.3万円 (夫婦で62.6万円)
②40年間共働きの場合 (夫、妻ともに40年間フルタイムで就労する世帯)	28.9万円 (夫婦で57.8万円)	35.0万円 (夫婦で70.1万円)	50.7万円 (夫婦で101.3万円)
③一時離職の場合（再就職後フルタイム） ・ 夫は40年間フルタイムで就労、妻は結婚出産により一時的に離職し、子育ての終了後、フルタイムで再就職する世帯 ・ 妻の通算就労期間は、新規裁定年金（老齢相当）の平均被保険者期間（平成19年度：27年11月）により設定 <sup>(※1)</sup>	25.6万円 (夫婦で51.2万円)	31.0万円 (夫婦で62.0万円)	44.8万円 (夫婦で89.6万円)
④離職の場合 ・ 夫は40年間フルタイムで就労、妻は結婚出産後離職し、専業主婦となる世帯 ・ 妻の離職前の就労期間は、新規裁定年金（通老相当）の平均被保険者期間（平成19年度：7年1月）により設定 <sup>(※1)</sup>	19.8万円 (夫婦で39.7万円)	24.0万円 (夫婦で48.1万円)	34.7万円 (夫婦で69.5万円)
⑤男子単身の場合 ・ 単身で40年間フルタイムで 就労する世帯	35.8万円	43.3万円	62.6万円
⑥女子単身の場合 ・ 単身で40年間フルタイムで 就労する世帯	22.1万円	26.8万円	38.7万円

※1 老齢厚生年金のうち、被保険者期間が20年以上、または中高齢特例の適用を受けている被保険者期間15年以上のものを老齢相当といい、老齢厚生年金のうち老齢相当以外のものを通老相当という。

※2 現在水準の夫の賃金月額は、平成21年財政検証における平成21年度の標準的な年金額の算出に使用した平均標準報酬42.9万円（ボーナス込み、月額）、妻の賃金月額は、平均標準報酬26.5万円（フルタイム時、ボーナス込み、月額）を用いて計算。  
手取り賃金（ボーナス込み年収の月額換算値）は、上記の額に可処分所得割合である0.833倍（2025、2050年水準の場合0.818倍）して手取りベースに換算し、妻についてはさらに「厚生年金の適用月数/480月」を乗じて算出。

※3 2025、2050年時点の手取り賃金は、平成21年度水準のものを平成21年財政検証の基本ケースにおける経済前提を用いてスライドさせて算出。

※4 2025、2050年時点の金額は、それぞれの時点の名目額を物価で現在価値に割り戻したものの。

## 厚生年金、国民年金（基礎年金）の財源と給付の内訳

今後、概ね 100 年間にわたり均衡している公的年金の財源と給付を、現時点（平成 21 年度）の価格に換算して一時金で表示し、その内訳を示したもの。

- 公的年金の給付財源は、「① 保険料収入」、「② 国庫負担」、「③ 積立金（元本の取崩し及び運用収入）」であり、毎年度の年金給付は、これらの収入により賄われている。
- 平成 16 年改正では、今後、概ね 100 年間の年金財政の均衡を考えるとおり、固定された保険料水準により概ね 100 年間に確保される財源とその間の給付が均衡するように給付水準の自動調整を行う。
- 今後、概ね 100 年間にわたり均衡している年金給付とその財源を、全て現時点（平成 21 年度）の価格に換算して一時金で表すことにより、公的年金の財源と給付の内訳を示したもの。

毎年度の年金給付費



① 保険料収入

+

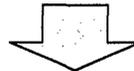
② 国庫負担

+

③ 積立金（元本の取り崩し及び運用収入）

※ 毎年度の年金給付の費用は、①、②、③により賄われる。

※ ①、②、③の内訳は、保険料率の引上げや人口構成の変化等により変化。



今後、概ね 100 年間の毎年度の財源と給付を現時点の価格に換算して足し上げ、一時金で表示することにより、その内訳を示した。

将来の金額の現時点の価格への換算は、いくつかの方法がある。

- ・ 積立方式の企業年金等は、運用利回りで換算し責任準備金（現時点で保有すべき積立金）を計算
- ・ 賦課方式の公的年金においては、運用利回りでの換算の他、賃金上昇率で換算する方法も考えられる。

○ 積立方式の企業年金等で責任準備金（現時点で保有すべき積立金）を計算する場合には、今後の積立金の運用収入を考慮し、将来の支出を賄うために現時点で必要な積立金の額を計算する必要があるため、運用利回りを用いて換算することが必要となる。

○ 賦課方式を基本とする公的年金においては、

- ・ 積立方式との比較を行う上では運用利回りで換算する方法が適切であるが、
- ・ 将来の年金給付や保険料負担等の規模の把握という観点からは、賃金上昇率で換算する方法が適切。

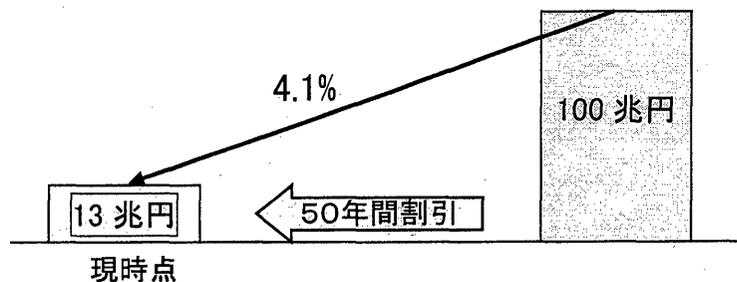
そこで、今回は、この2通りの方法で示すこととした。

→ 現時点の価格への換算方法により、数字の絶対値は大きく異なる。（換算に用いる割引率が小さいほど数字は大きくなる。）

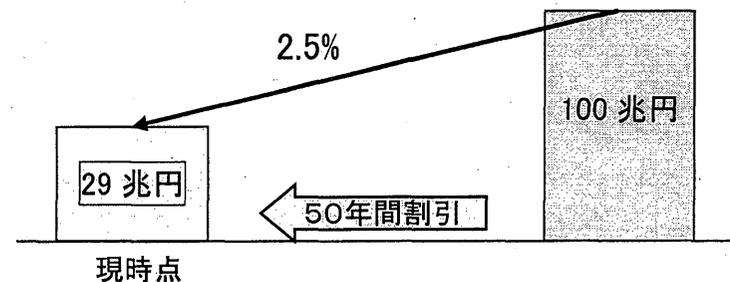
※ 運用利回りで換算した数値は、現時点の積立金に換算してどれだけの大きさに相当するかを示したものであり、賃金上昇率で換算した数値は、経済規模との比較でどれだけの大きさに相当するかを示したものと考えることができる。

#### 割引率による差(50年間割り引いた場合の例)

〈4.1% (長期的な運用利回りの前提)で割り引く場合〉



〈2.5% (長期的な賃金上昇率の前提)で割り引く場合〉



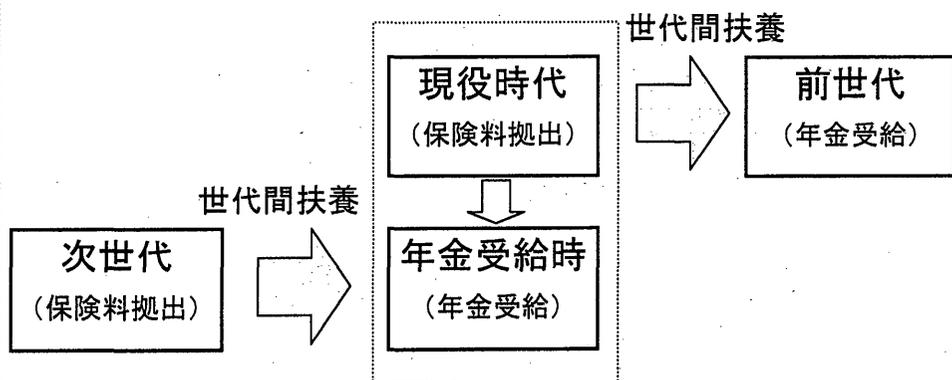
今回の計算では、最長 95 年間、割引き金額表示することとなり、割引率により金額に大きな差が出る。

世代間扶養の賦課方式を基本とする年金制度は、「過去の加入期間に相当する給付」についても「将来の加入期間に相当する給付」と合わせて、今後の保険料収入で賄うことが基本となる。

→ 今後、概ね100年間の年金給付費は、全て保険料収入等により財源が確保されており、厚生年金及び国民年金（基礎年金）に不足はない。

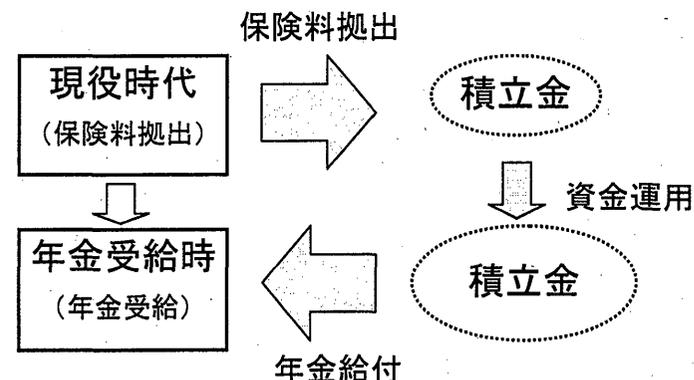
- 世代間扶養の賦課方式を基本とする年金制度は、受給世代の年金給付費をその時の現役世代の保険料負担で賄う仕組みであり、現役世代の拠出した保険料はそのまま自分の将来の年金給付の原資となるものでない。
- すなわち、これから先のどの世代についても、現役時代に負担する保険料は、前世代の給付（過去の加入期間に対応する給付）の財源となり、受給者となったときの年金給付費は、次世代の保険料負担で賄われることとなる。  
→ 一方、積立方式の考え方では、受給者の年金給付は、現役時代（過去の加入期間）の保険料拠出により積み立てられた積立金により賄われることとなる。

### 賦課方式の仕組み(概念図)



現役時代に拠出した保険料は、前世代の給付（過去の加入期間に対応する給付）の財源となる

### 積立方式の仕組み(概念図)

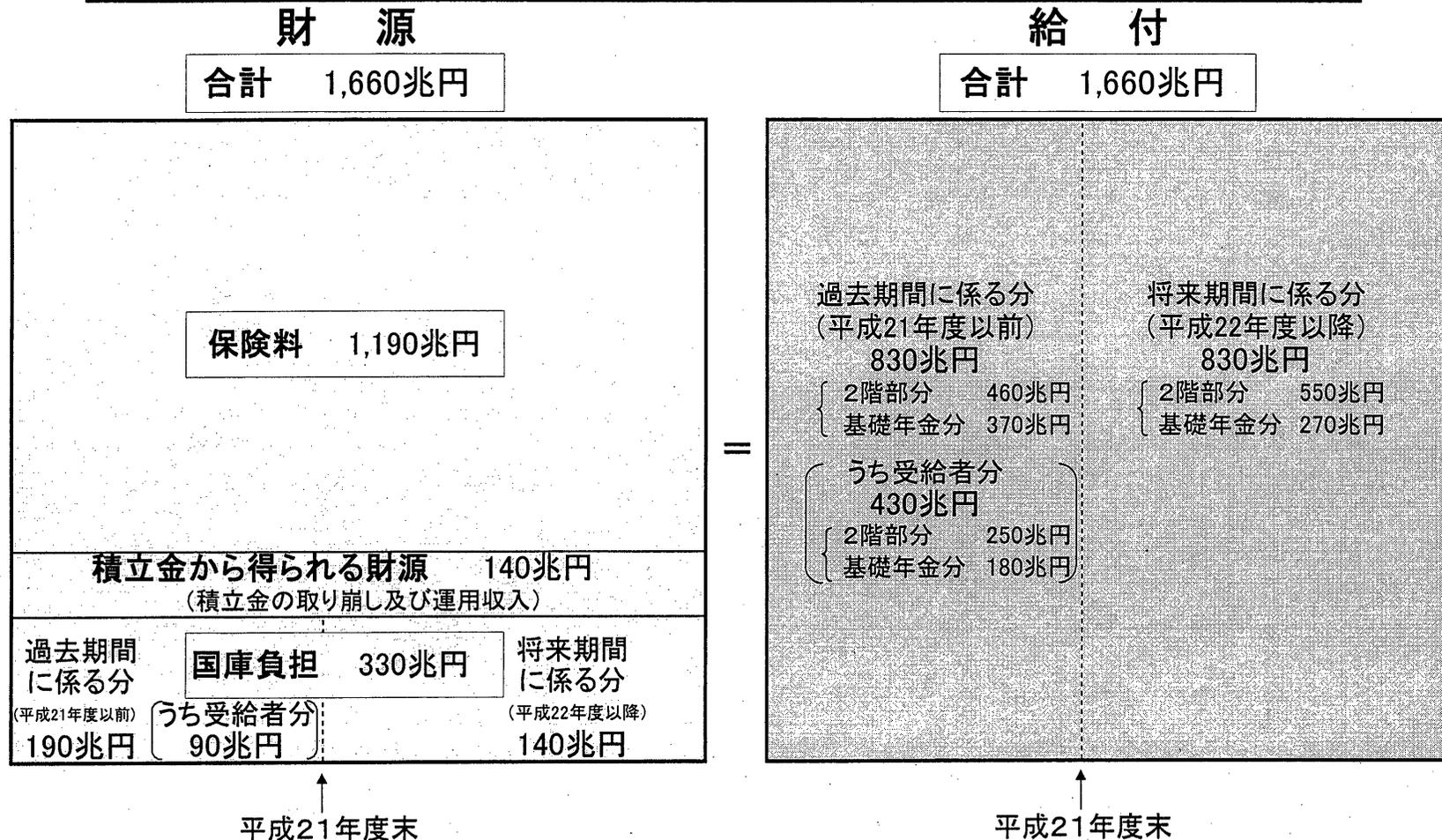


現役時代に拠出した保険料は、積立金として積み立てられ、受給者となったときの年金給付の財源となる。

# 厚生年金の財源と給付の内訳 (運用利回りによる換算)

— 平成21年財政検証、基本ケース —

今後、95年間(2105年度まで)にわたる厚生年金の財源と給付の内訳を運用利回りで現在(平成21年度)の価格に換算して一時金で表示したものの



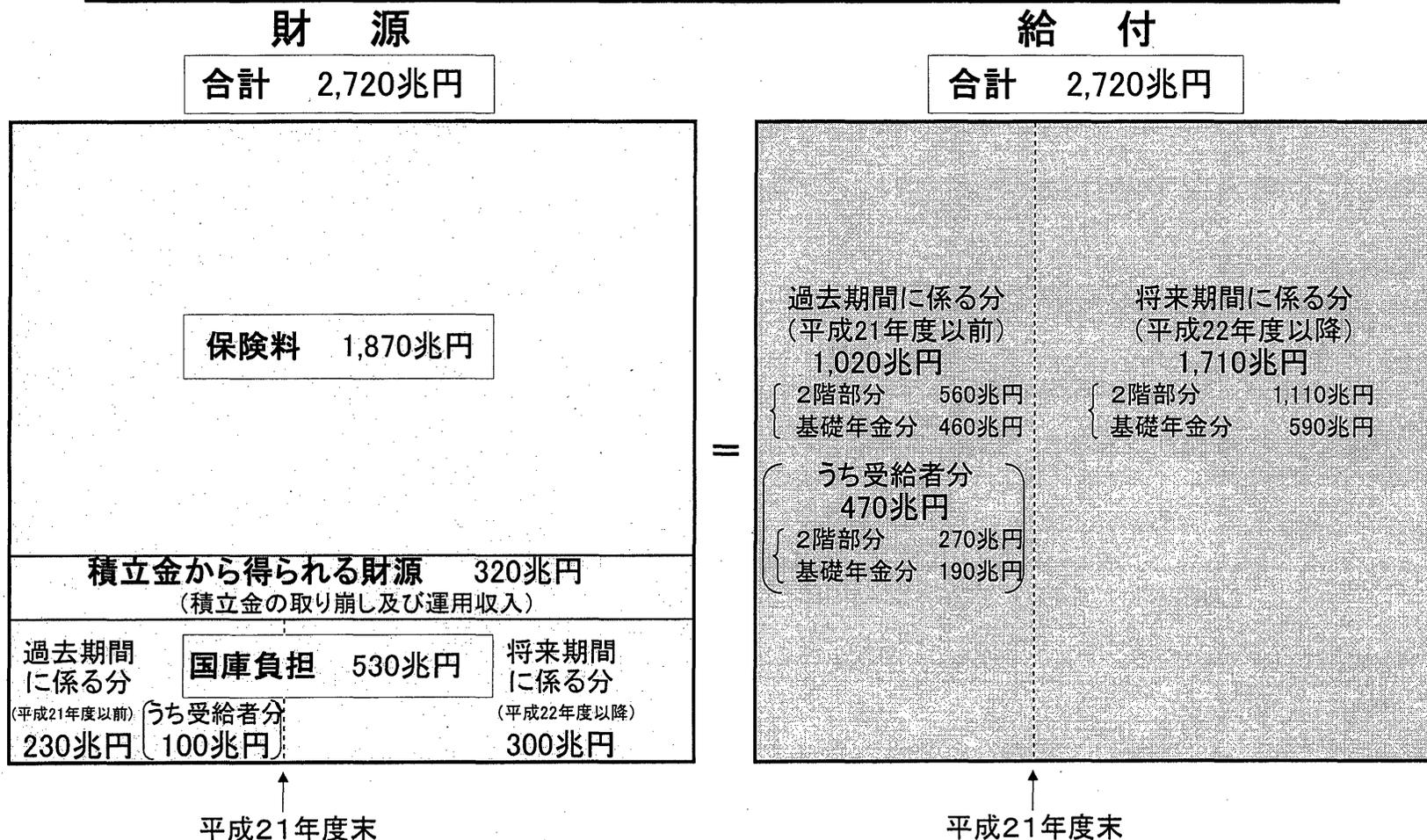
(注) 長期的な経済前提は次の通り。

賃金上昇率	2.5%
物価上昇率	1.0%
運用利回り	4.1%

# 厚生年金の財源と給付の内訳 (賃金上昇率による換算)

— 平成21年財政検証、基本ケース —

今後、95年間(2105年度まで)にわたる厚生年金の財源と給付の内訳を賃金上昇率で現在(平成21年度)の価格に換算して一時金で表示したものの



(注)長期的な経済前提は次の通り。

賃金上昇率	2.5%
物価上昇率	1.0%
運用利回り	4.1%

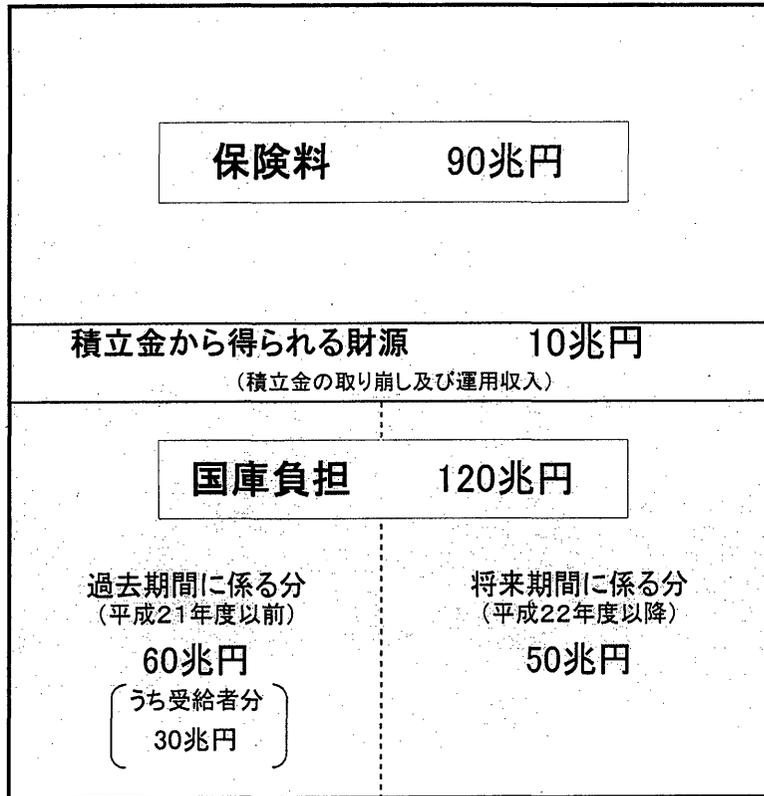
# 国民年金の財源と給付の内訳(運用利回りによる換算)

— 平成21年財政検証、基本ケース —

今後、95年間(2105年度まで)にわたる国民年金の財源と給付の内訳を運用利回りで現在(平成21年度)の価格に換算して一時金で表示をしたもの

## 財源

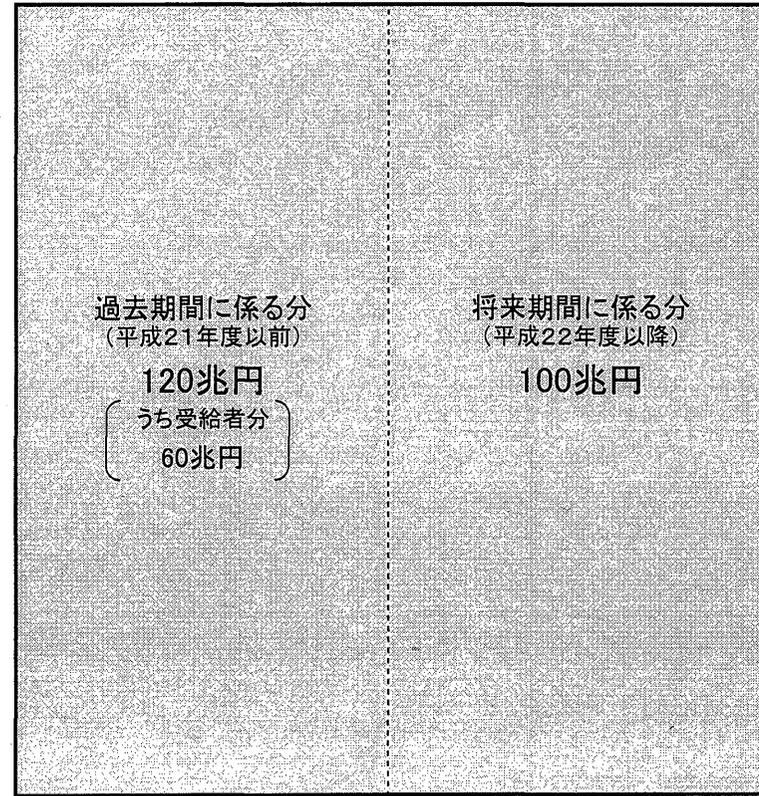
合計 220兆円



平成21年度末

## 給付

合計 220兆円



平成21年度末

(注) 長期的な経済前提は次の通り。

賃金上昇率	2.5%
物価上昇率	1.0%
運用利回り	4.1%

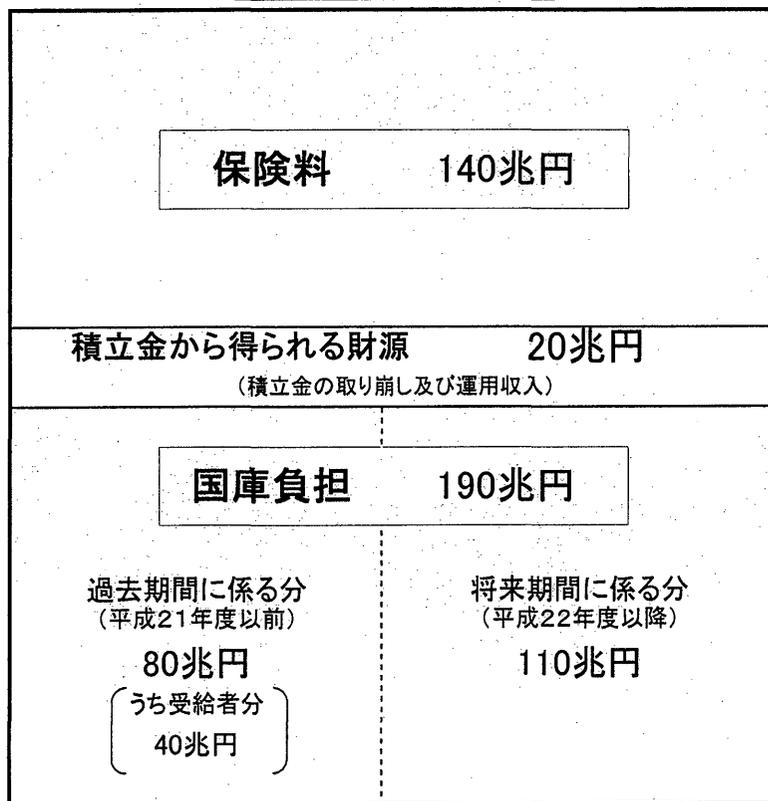
# 国民年金の財源と給付の内訳(賃金上昇率による換算)

— 平成21年財政検証、基本ケース —

今後、95年間(2105年度まで)にわたる国民年金の財源と給付の内訳を賃金上昇率で現在(平成21年度)の価格に換算して一時金で表示をしたもの

## 財源

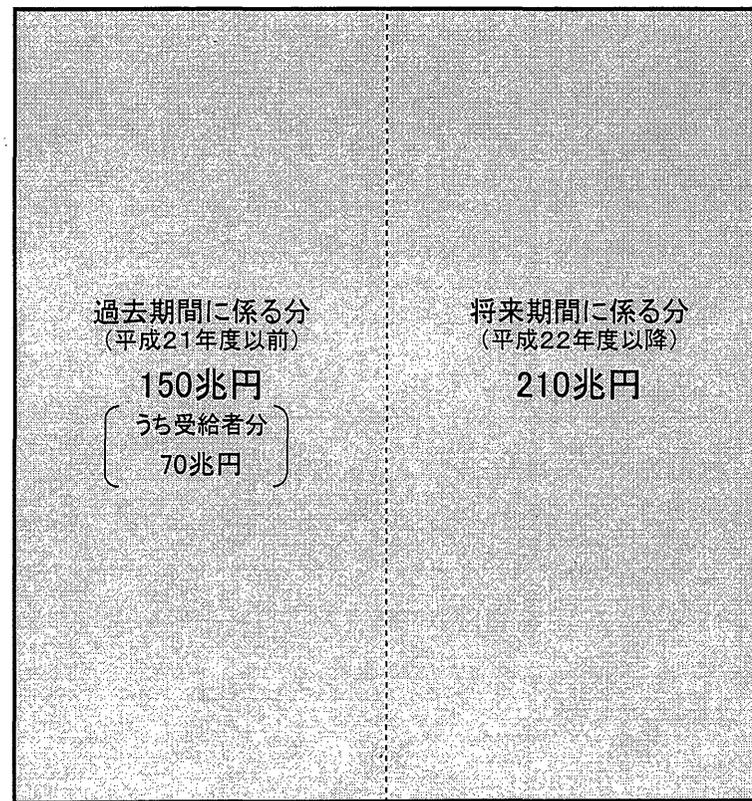
合計 360兆円



平成21年度末

## 給付

合計 360兆円



平成21年度末

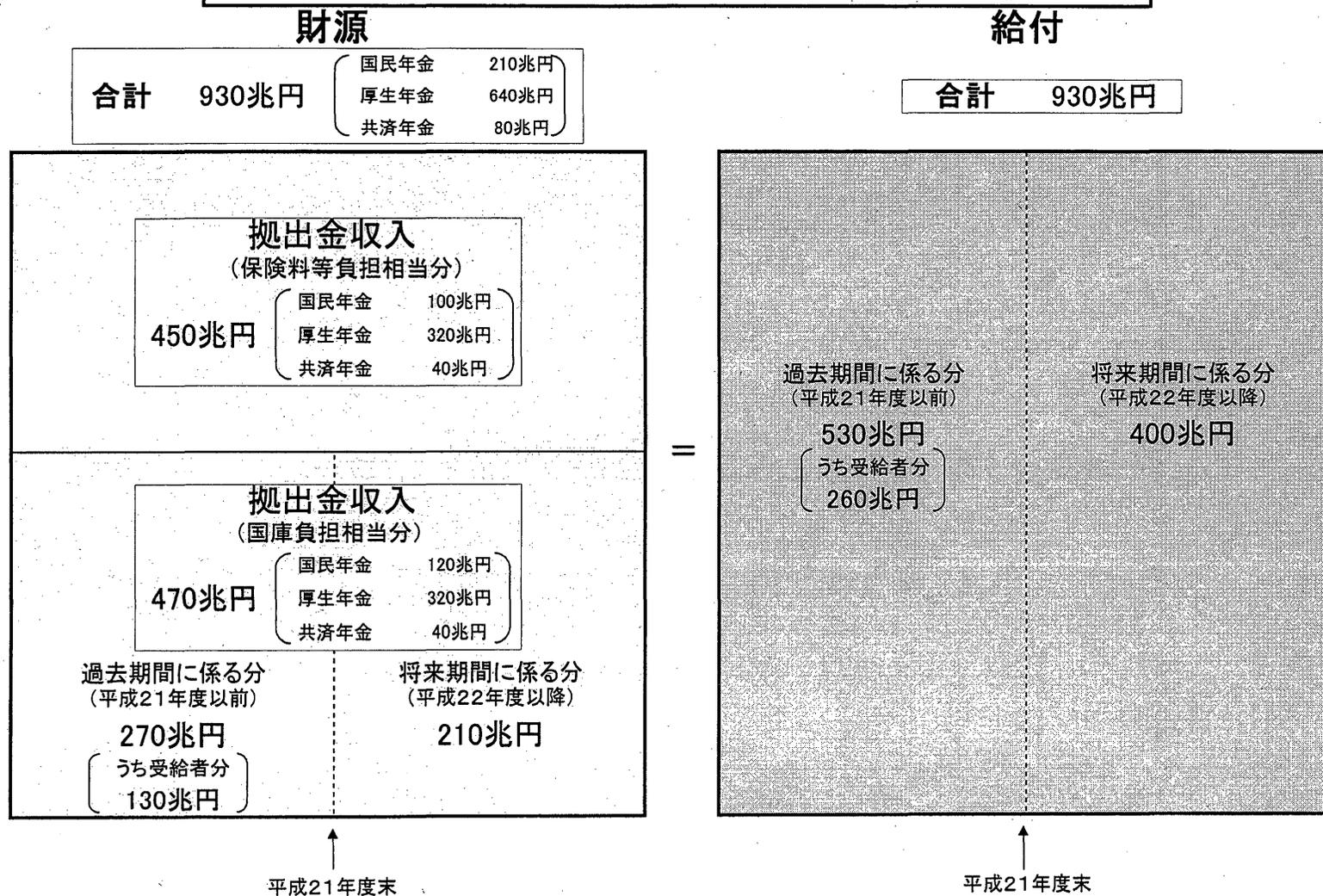
(注)長期的な経済前提は次の通り。

賃金上昇率	2.5%
物価上昇率	1.0%
運用利回り	4.1%

# 基礎年金の収入総額と給付の内訳(運用利回りによる換算)

— 平成21年財政検証、基本ケース —

今後、95年間(2105年度まで)にわたる基礎年金の財源と給付の内訳を運用利回りで現在(平成21年度)の価格に換算して一時金で表示をしたもの



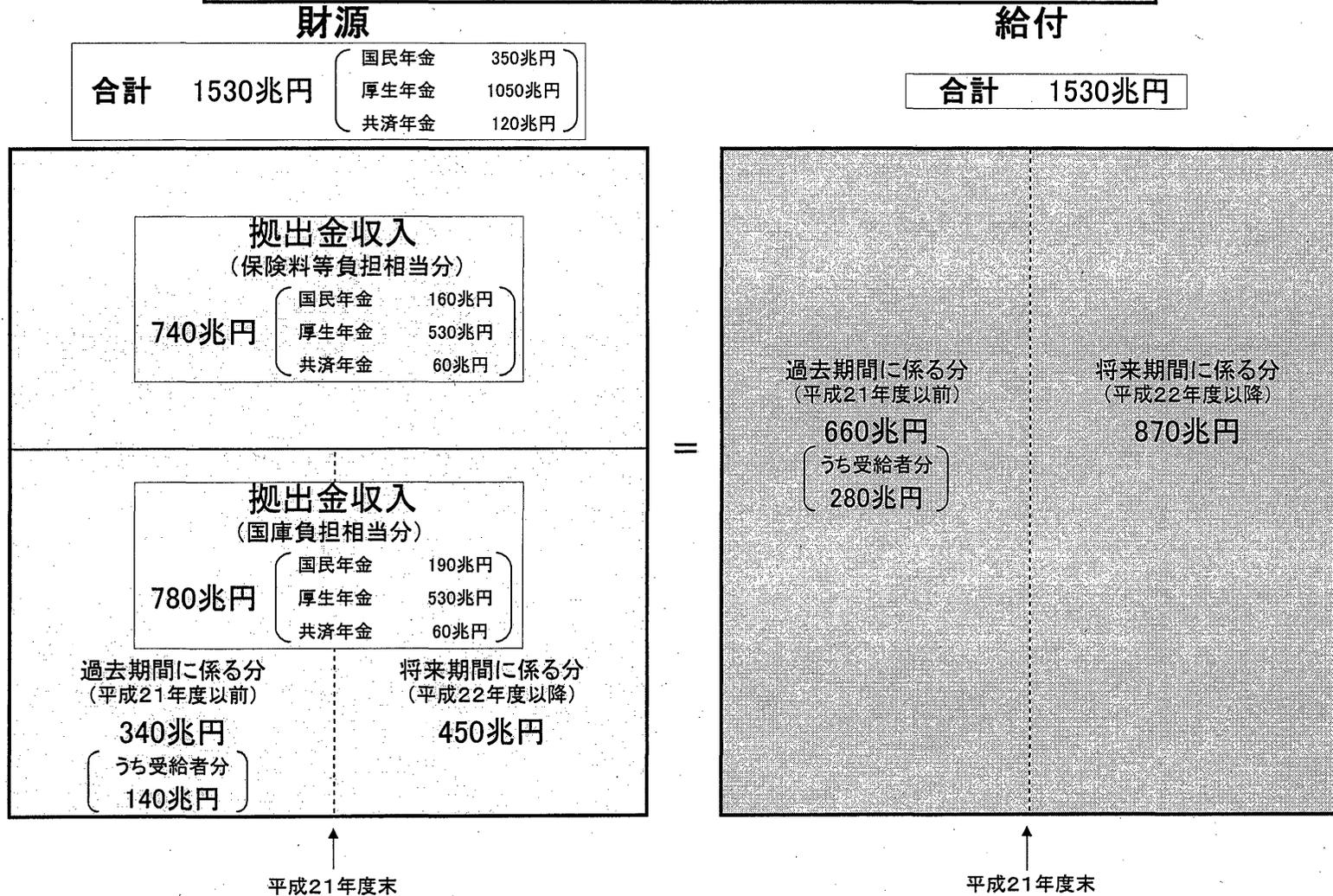
(注)長期的な経済前提は次の通り。

賃金上昇率	2.5%
物価上昇率	1.0%
運用利回り	4.1%

# 基礎年金の収入総額と給付の内訳(賃金上昇率による換算)

— 平成21年財政検証、基本ケース —

今後、95年間(2105年度まで)にわたる基礎年金の財源と給付の内訳を賃金上昇率で現在(平成21年度)の価格に換算して一時金で表示をしたもの



(注)長期的な経済前提は次の通り。

賃金上昇率	2.5%
物価上昇率	1.0%
運用利回り	4.1%

# (参考) 平成16年財政再計算の関連資料

## 世代ごとの保険料負担額と年金給付額について (平成16年財政再計算)

○平成16年財政再計算

平成17(2005)年 における年齢 (生年)	厚生年金 (基礎年金を含む)					国民年金		
	保険料 負担額 ①	年金給付額 ②	倍率 ②/①	65歳以降給付分 (再掲)		保険料 負担額 ①	年金給付額 ②	倍率 ②/①
				年金給付額 ②'	倍率 ②'/①			
	万円	万円		万円		万円	万円	
70歳 (1935年生) [2000年度時点で換算]	680 (670)	5,600 (5,500)	8.3	4,400 (4,300)	6.4	230 (230)	1,300 (1,300)	5.8
60歳 (1945年生) [2010年度時点で換算]	1,200 (1,100)	5,400 (5,100)	4.6	4,500 (4,200)	3.8	410 (390)	1,400 (1,300)	3.4
50歳 (1955年生) [2020年度時点で換算]	1,900 (1,600)	6,000 (5,100)	3.2	5,600 (4,800)	3.0	700 (600)	1,600 (1,400)	2.3
40歳 (1965年生) [2030年度時点で換算]	2,800 (2,200)	7,600 (5,900)	2.7	7,600 (5,900)	2.7	1,100 (830)	2,100 (1,600)	1.9
30歳 (1975年生) [2040年度時点で換算]	3,900 (2,800)	9,600 (6,700)	2.4	9,600 (6,700)	2.4	1,500 (1,000)	2,600 (1,800)	1.8
20歳 (1985年生) [2050年度時点で換算]	5,100 (3,300)	12,000 (7,600)	2.3	12,000 (7,600)	2.3	1,900 (1,200)	3,300 (2,100)	1.7
10歳 (1995年生) [2060年度時点で換算]	6,500 (3,700)	14,900 (8,500)	2.3	14,900 (8,500)	2.3	2,400 (1,400)	4,100 (2,300)	1.7
0歳 (2005年生) [2070年度時点で換算]	8,000 (4,100)	18,300 (9,500)	2.3	18,300 (9,500)	2.3	3,000 (1,600)	5,000 (2,600)	1.7

(注1) それぞれ保険料負担額及び年金給付額を65歳時点の価格に換算したもの。( )内はさらに物価上昇率で現在価値(平成16年度時点)に割り引いて表示したもの。

(注2) 2100年で受給期間が終わる世代について、計算した。

# 生年度別に見た年金受給後の厚生年金の標準的な年金額(夫婦2人の基礎年金含む)の見通し

－平成16年財政再計算－

生年度(平成16(2004)年度における年齢)	平成16年度 (2004)	平成21年度 (2009)	平成26年度 (2014)	平成31年度 (2019)	平成36年度 (2024)	平成41年度 (2029)	平成46年度 (2034)	平成51年度 (2039)	平成56年度 (2044)	平成61年度 (2049)
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
現役男子の平均賃金(手取り)	39.3 (39.3)	42.5 (40.4)	46.6 (42.2)	51.3 (44.2)	56.9 (46.7)	63.1 (49.3)	70.0 (52.0)	77.7 (54.9)	86.2 (58.0)	95.7 (61.2)
1939年度生 (65歳) [平成16(2004)年度65歳到達]	23.3 (23.3) 59.3% (65歳)	23.9 (22.8) <56.3%> (70歳)	23.9 (21.7) <51.3%> (75歳)	24.0 (20.7) <46.8%> (80歳)	24.6 (20.2) <43.2%> (85歳)					
1944年度生 (60歳) [平成21(2009)年度65歳到達]		24.4 (23.2) 57.5% (65歳)	24.4 (22.1) <52.4%> (70歳)	24.5 (21.1) <47.8%> (75歳)	25.1 (20.6) <44.1%> (80歳)	26.4 (20.6) <41.8%> (85歳)				
1949年度生 (55歳) [平成26(2014)年度65歳到達]			25.2 (22.8) 54.0% (65歳)	25.3 (21.8) <49.3%> (70歳)	25.9 (21.2) <45.4%> (75歳)	27.2 (21.2) <43.0%> (80歳)	28.6 (21.2) <40.8%> (85歳)			
1954年度生 (50歳) [平成31(2019)年度65歳到達]				26.5 (22.8) 51.6% (65歳)	27.1 (22.2) <47.6%> (70歳)	28.5 (22.2) <45.1%> (75歳)	29.9 (22.2) <42.7%> (80歳)	31.4 (22.2) <40.5%> (85歳)		
1959年度生 (45歳) [平成36(2024)年度65歳到達]					28.6 (23.5) 50.2% (65歳)	30.0 (23.5) <47.6%> (70歳)	31.6 (23.5) <45.1%> (75歳)	33.2 (23.5) <42.7%> (80歳)	34.9 (23.5) <40.5%> (85歳)	
1964年度生 (40歳) [平成41(2029)年度65歳到達]						31.7 (24.8) 50.2% (65歳)	33.3 (24.8) <47.6%> (70歳)	35.0 (24.8) <45.1%> (75歳)	36.8 (24.8) <42.7%> (80歳)	38.7 (24.8) <40.5%> (85歳)

・標準的な前提条件(将来推計人口の中位推計、平成21(2009)年度以降の物価上昇率 年率1.0%、賃金上昇率 年率2.1%、運用利回り 年率3.2%)で推移した場合の年金額等を記載した。

・( )内は、各時点の名目額を物価上昇率を用いて平成16(2004)年度時点の価値に割り戻した額を記載した。

・□内は、各世代の65歳新規裁定時における標準的な年金額の所得代替率を記載した。

・< >内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金(手取り)とを比較した比率を記載した。

## 生年度別に見た年金受給後の基礎年金の年金額の見通し

－平成16年財政再計算－

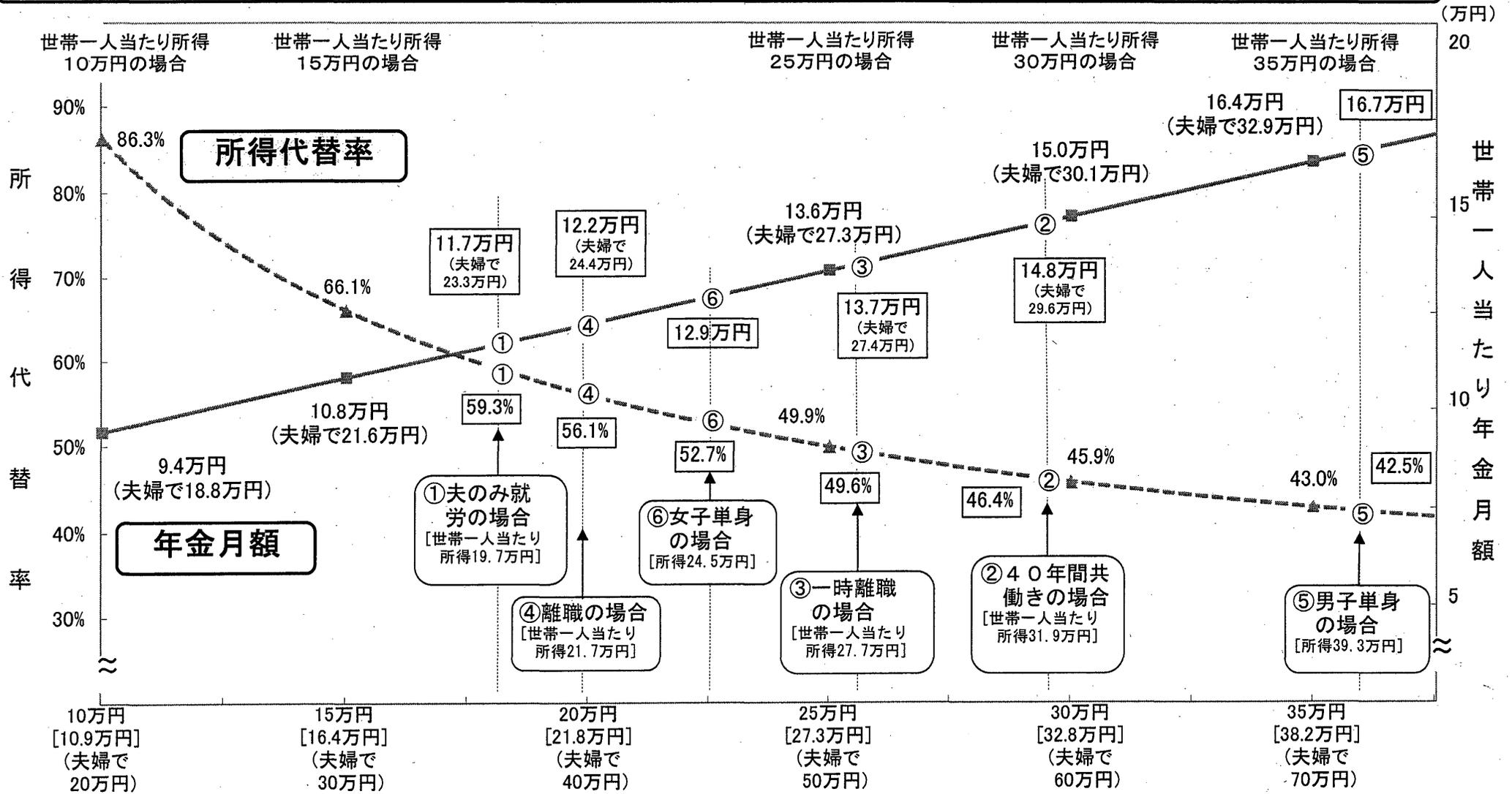
生年(平成16(2004)年における年齢)	平成16年 (2004)	平成21年 (2009)	平成26年 (2014)	平成31年 (2019)	平成36年 (2024)	平成41年 (2029)	平成46年 (2034)	平成51年 (2039)	平成56年 (2044)	平成61年 (2049)
	万円	万円								
1939年生 (65歳) [平成16(2004)年65歳到達]	6.6 (6.6) (65歳)	6.7 (6.4) (70歳)	6.7 (6.1) (75歳)	6.8 (5.8) (80歳)	6.9 (5.7) (85歳)					
1944年生 (60歳) [平成21(2009)年65歳到達]		6.9 (6.6) (65歳)	6.9 (6.3) (70歳)	6.9 (6.0) (75歳)	7.1 (5.8) (80歳)	7.5 (5.8) (85歳)				
1949年生 (55歳) [平成26(2014)年65歳到達]			7.1 (6.5) (65歳)	7.2 (6.2) (70歳)	7.3 (6.0) (75歳)	7.7 (6.0) (80歳)	8.1 (6.0) (85歳)			
1954年生 (50歳) [平成31(2019)年65歳到達]				7.5 (6.5) (65歳)	7.7 (6.3) (70歳)	8.1 (6.3) (75歳)	8.5 (6.3) (80歳)	8.9 (6.3) (85歳)		
1959年生 (45歳) [平成36(2024)年65歳到達]					8.1 (6.6) (65歳)	8.5 (6.6) (70歳)	8.9 (6.6) (75歳)	9.4 (6.6) (80歳)	9.9 (6.6) (85歳)	
1964年生 (40歳) [平成41(2029)年65歳到達]						9.0 (7.0) (65歳)	9.4 (7.0) (70歳)	9.9 (7.0) (75歳)	10.4 (7.0) (80歳)	11.0 (7.0) (85歳)

・標準的な前提条件(将来推計人口の中位推計、2009年度以降の物価上昇率 年率1.0%、賃金上昇率 年率2.1%、運用利回り 年率3.2%)で推移した場合の年金額等を記載した。

・ ( )内は、各時点の名目額を物価上昇率を用いて平成16年度時点の価値に割り戻した額を記載した。

# 平成16年における世帯一人当たり所得別の年金月額及び所得代替率 (平成16年度水準)

○ 世帯一人当たり所得水準によって所得代替率が変化(世帯類型が異なっても世帯一人当たり所得が同じであれば、所得代替率は同じ(注2))

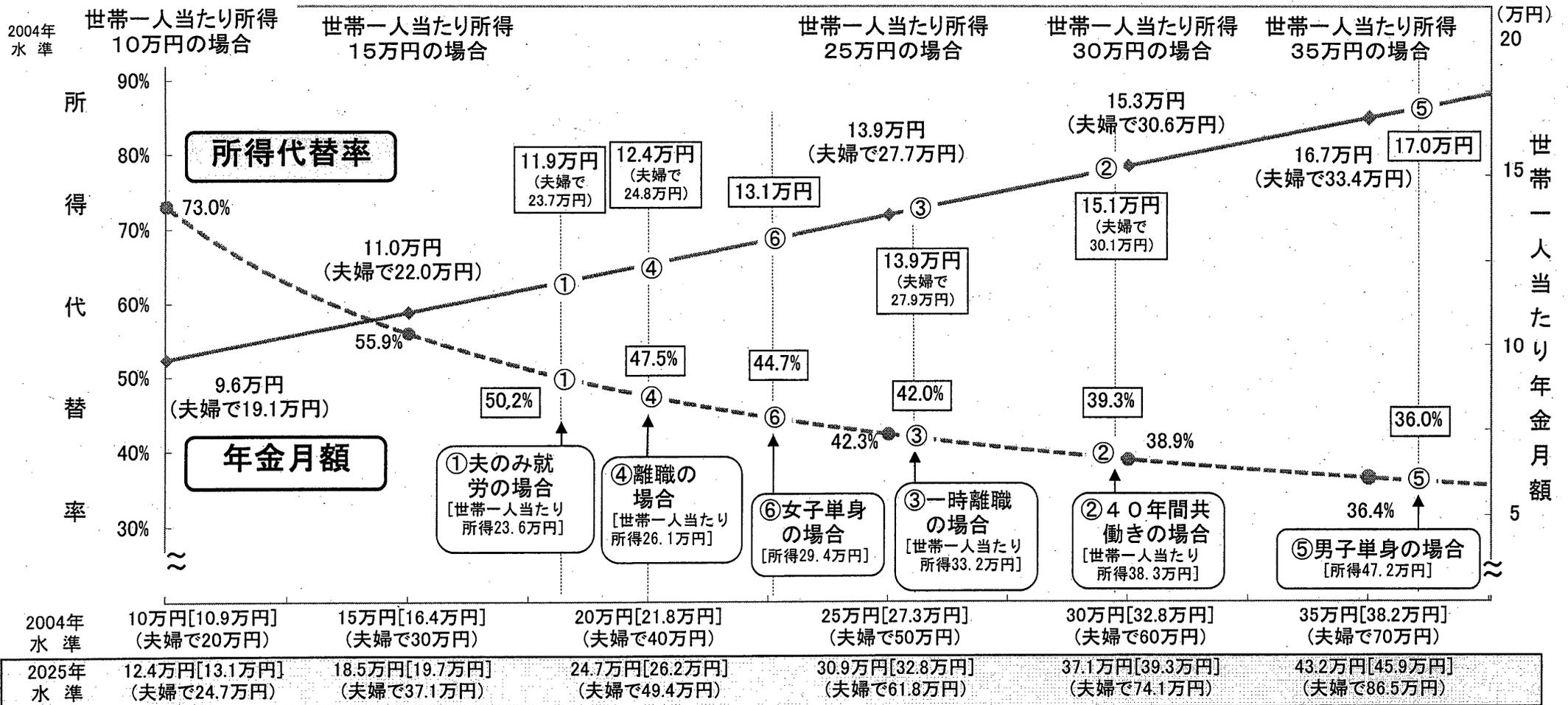


注1: 世帯一人当たり所得の[ ]内は、手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)である。

注2: 例えば、世帯一人当たり所得が18万円[19.7万円]となる共働き世帯(夫婦の所得合計が36万円)や所得が18万円[19.7万円]の単身者の所得代替率は①の世帯と同じく59.3%となる。

# 2025年における世帯一人当たり所得別の年金月額及び所得代替率 —平成16年財政再計算—

- 世帯一人当たり所得水準によって所得代替率が変化(世帯類型が異なっても世帯一人当たり所得が同じであれば、所得代替率は同じ(注3))
- マクロ経済スライドによる給付水準調整を行えば、所得代替率は低下する。ただし、名目年金額は減少しない調整方法をとることとしており、一定の経済成長(実質1%、名目2%程度)があれば、物価で現在の価値に割り戻した年金額についても増加することとなる。



注1: 世帯(夫婦)の合計所得の[ ]内は、手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)である。

2: 2025年水準の年金月額及び世帯の合計所得は、物価で現在価値に割り戻した値である。

所得代替率 = 年金月額 ÷ 手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)

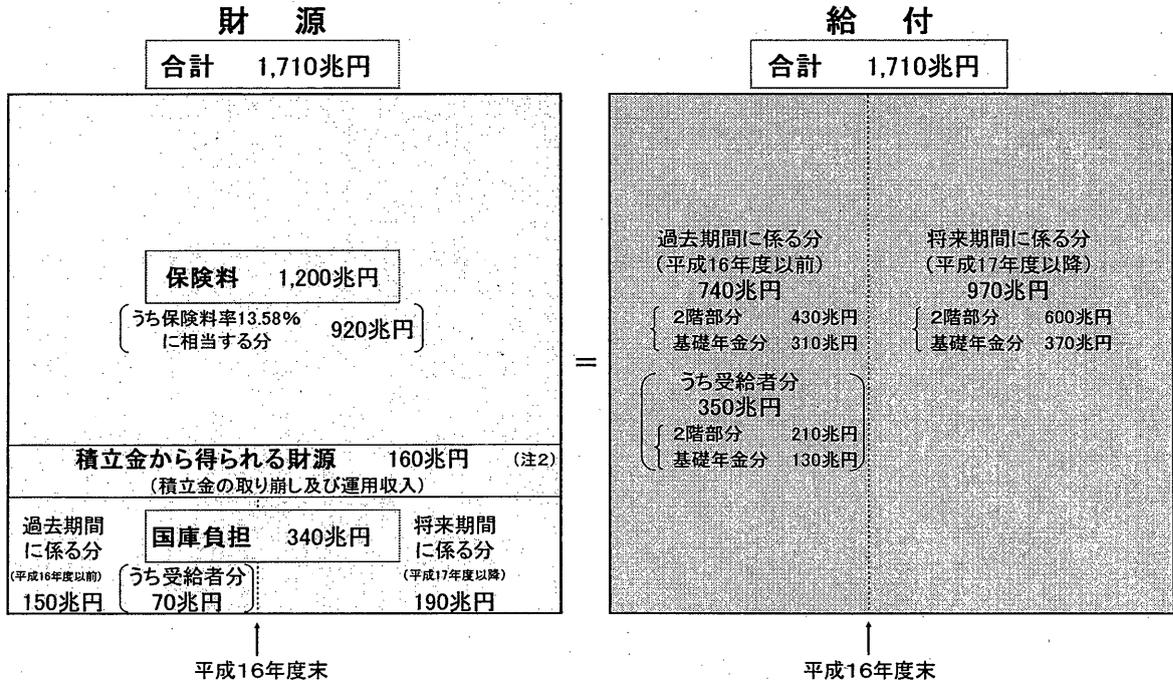
3: 例えば、2004年水準で世帯一人当たり所得が18万円[19.7万円]となる共働き世帯(夫婦の所得合計が36万円)や所得が18万円[19.7万円]の単身者の所得代替率は、①の世帯と同じく50.2%となる。

世帯一人当たり所得(標準報酬月額ベース)  
[手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)]

## 厚生年金の財源と給付の内訳 (運用利回りによる換算)

— 平成16年財政再計算 —

今後、95年間(2100年度まで)にわたる厚生年金の財源と給付の内訳を運用利回りで現在(平成16年度)の価格に換算して一時金で表示したもの



(注1) 長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次の通り。

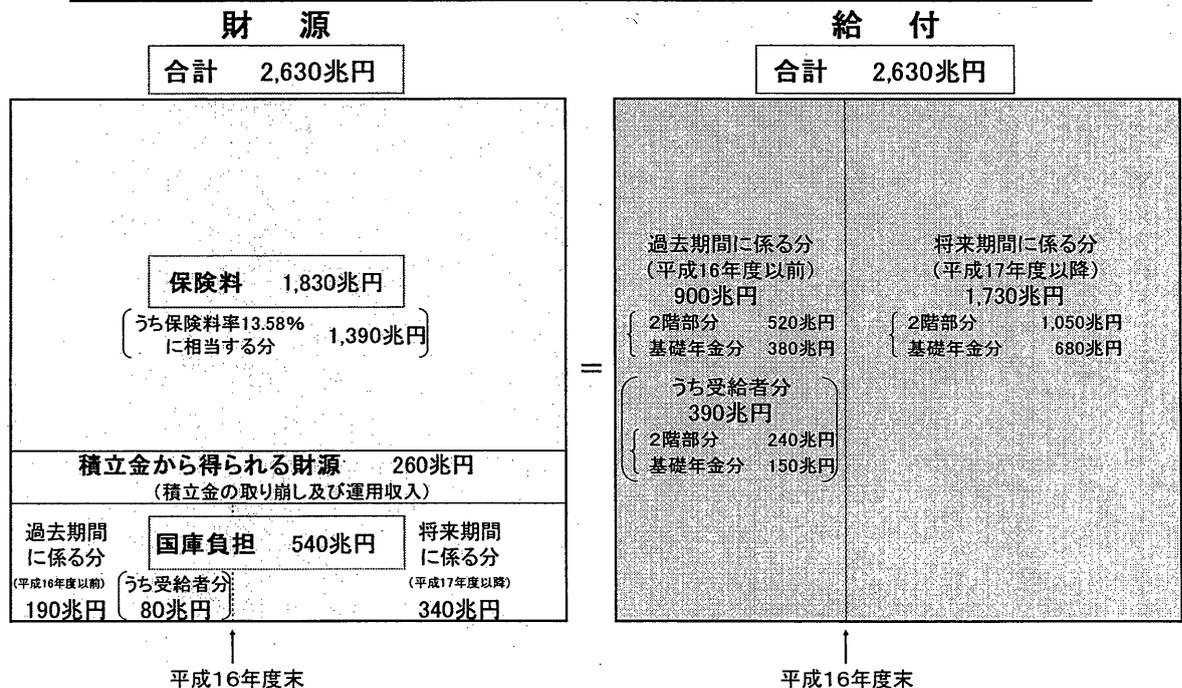
賃金上昇率	2.1%
物価上昇率	1.0%
運用利回り	3.2%
可処分所得上昇率	2.1% (ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

(注2) 厚生年金に係る積立金は平成16(2004)年度末現在約170兆円(厚生年金基金の代行部分に係るものを含む)であるが、図においては2100年度時点において1年分の給付費の現価に相当する10兆円を除いて表示している。

## 厚生年金の財源と給付の内訳 (賃金上昇率による換算)

— 平成16年財政再計算 —

今後、95年間(2100年度まで)にわたる厚生年金の財源と給付の内訳を賃金上昇率で現在(平成16年度)の価格に換算して一時金で表示したもの



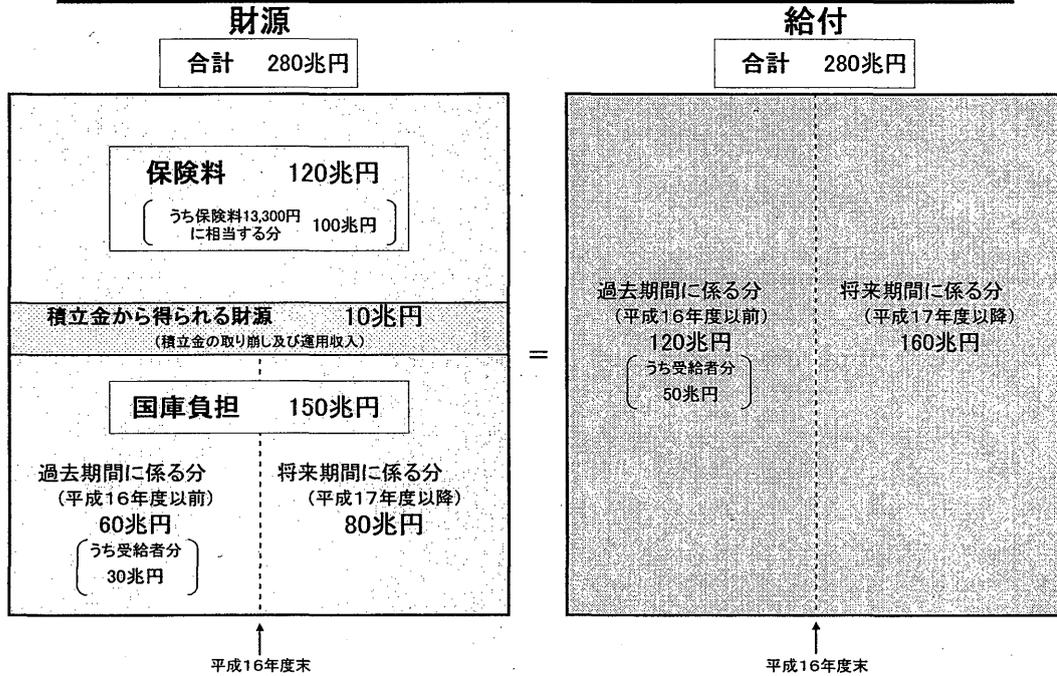
(注) 長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次の通り。

賃金上昇率	2.1%
物価上昇率	1.0%
運用利回り	3.2%
可処分所得上昇率	2.1% (ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

## 国民年金の財源と給付の内訳(運用利回りによる換算)

— 平成16年財政再計算 —

今後、95年間(2100年度まで)にわたる国民年金の財源と給付の内訳を運用利回りで現在(平成16年度)の価格に換算して一時金で表示したもの

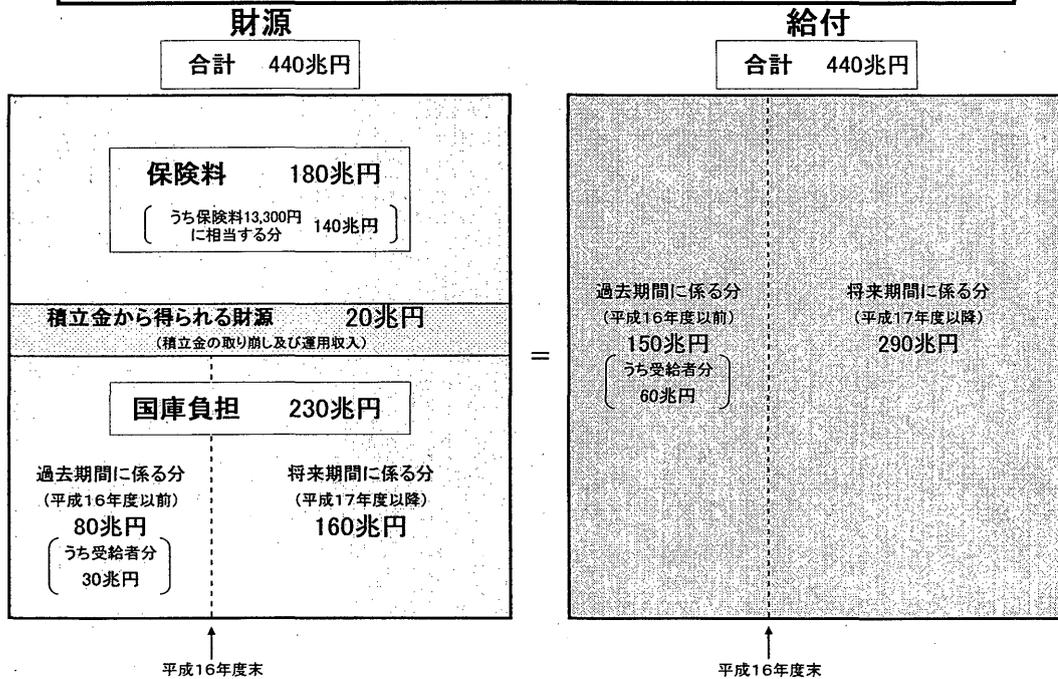


(注)長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次の通り。  
 賃金上昇率 2.1%  
 物価上昇率 1.0%  
 運用利回り 3.2%  
 可処分所得上昇率 2.1% (ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

## 国民年金の財源と給付の内訳(賃金上昇率による換算)

— 平成16年財政再計算 —

今後、95年間(2100年度まで)にわたる国民年金の財源と給付の内訳を賃金上昇率で現在(平成16年度)の価格に換算して一時金で表示したもの

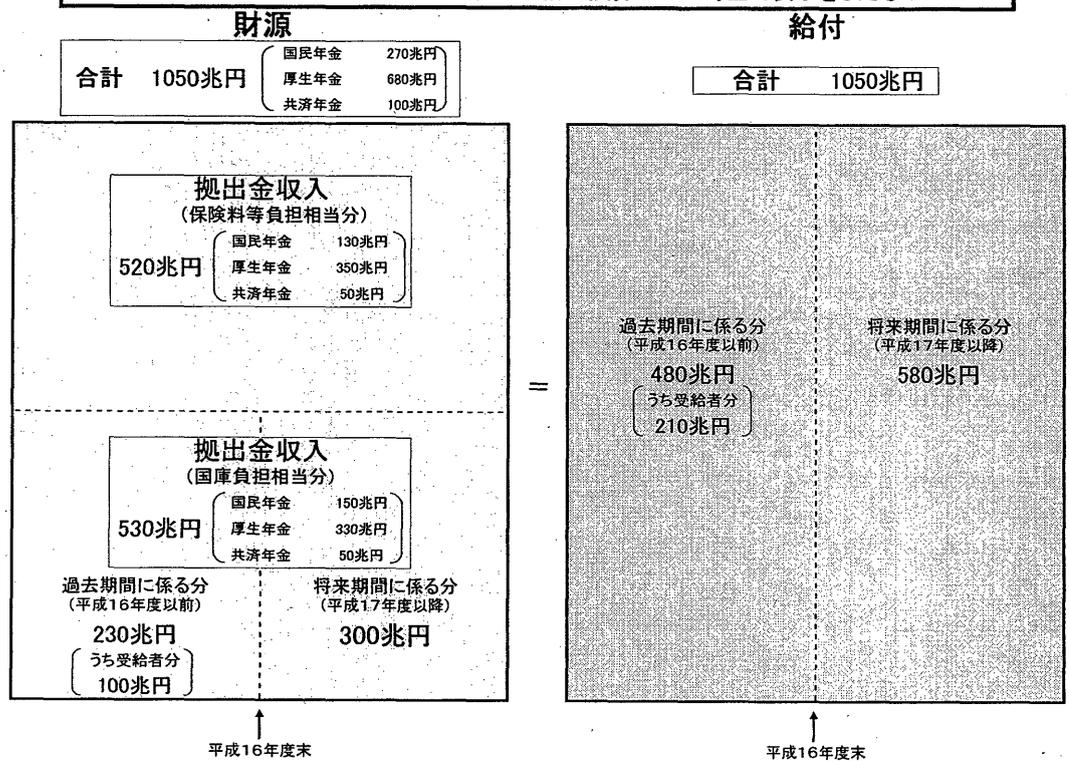


(注)長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次の通り。  
 賃金上昇率 2.1%  
 物価上昇率 1.0%  
 運用利回り 3.2%  
 可処分所得上昇率 2.1% (ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

## 基礎年金の収入総額と給付の内訳(運用利回りによる換算)

— 平成16年財政再計算 —

今後、95年間(2100年度まで)にわたる基礎年金の財源と給付の内訳を運用利回りで現在(平成16年度)の価格に換算して一時金で表示したものを

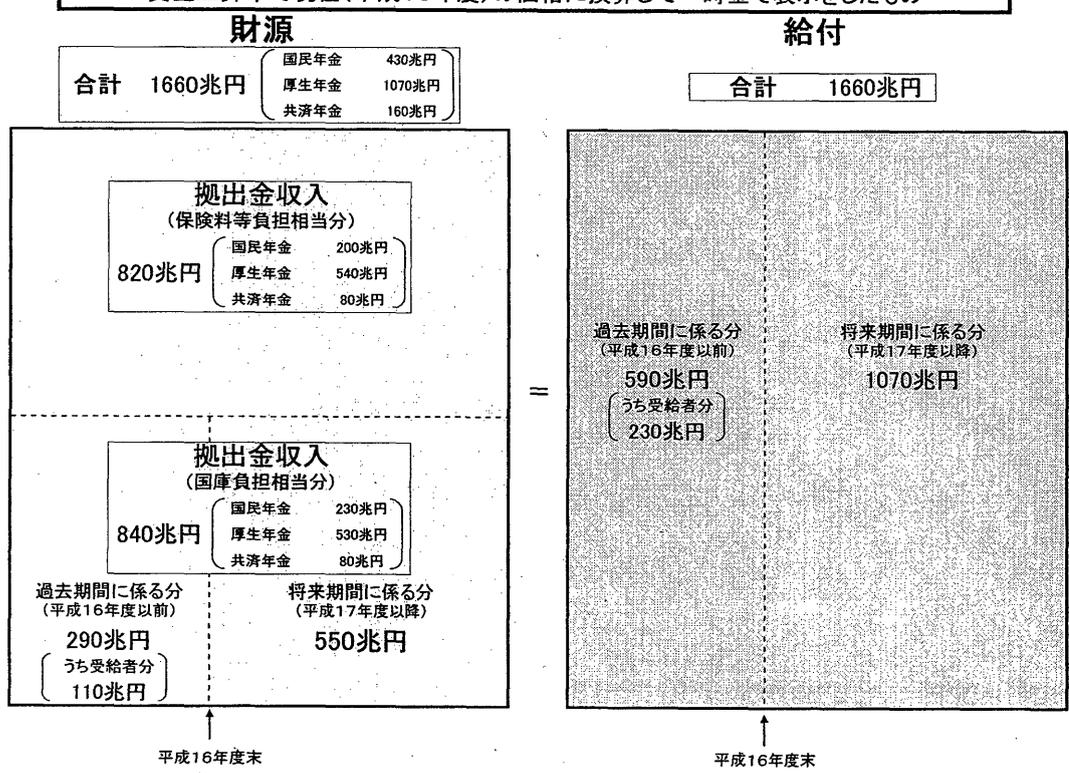


(注)長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次の通り。  
 賃金上昇率 2.1%  
 物価上昇率 1.0%  
 運用利回り 3.2%  
 可処分所得上昇率 2.1% (ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

## 基礎年金の収入総額と給付の内訳(賃金上昇率による換算)

— 平成16年財政再計算 —

今後、95年間(2100年度まで)にわたる基礎年金の財源と給付の内訳を賃金上昇率で現在(平成16年度)の価格に換算して一時金で表示したものを



(注)長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次の通り。  
 賃金上昇率 2.1%  
 物価上昇率 1.0%  
 運用利回り 3.2%  
 可処分所得上昇率 2.1% (ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

